2012 年度

アジアダイナミズム班研究論文

『日中韓の領土問題 ~ 尖閣諸島と竹島~』

グローバルスタディーズ学部 4年 高木 篤

経営情報学部

2年 市村 江梨果

2年 江成 麻衣子

2年 木下 周

2年 多部田 裕也

2年 長間 裕一

2年 蛭田 毅

2年 山口 洋佑

2年 吉田 綾香

はじめに

日本は、周辺諸国との間で尖閣諸島問題、竹島問題、北方領土問題という3つの領土問題を抱えており、いずれも解決の糸口が見出されていない。多摩大学インターゼミのアジアダイナミズム班が研究テーマを「日中韓の領土問題~尖閣諸島と竹島~」に設定し研究に取り組んだ2012年、韓国の李明博大統領が現役の大統領として初めて竹島に上陸し、また日本政府による尖閣諸島の国有化をきっかけに中国では大規模な反日デモが発生し、日中、日韓関係は戦後最悪の状況に陥った。

新聞やテレビなどのメディアでも領土問題に関する報道が多くなったが、一方的に日本からの視点でしか報道しないメディアも少なくない。アジアダイナミズム班はこのようなメディアに影響を受けていたため、正確な事実関係の知識を深め、客観的で中立的な考えを持つべきだと考えた。そして、学生という立場であることを利点と捉え、固く考えすぎず、柔軟に考えることで問題解決に努めた。

研究を開始した当初は、尖閣諸島問題、竹島問題、北方領土問題の3つのグループに分かれて調査を進めていた。しかし、今回は北方領土問題を扱わず、尖閣諸島問題と竹島問題に焦点を絞り、その代わりに国際海洋法の研究を開始した。国際海洋法は領土問題における基盤となる知識なので一部の学生ではなく全員で研究を進めた。

本論文では文献調査を軸としながらもアンケート調査にも精力的に取り組んだ。領土問題の当事国である学生を対象とし、100人以上の学生にアンケートを行い、分析したことにより、文献の裏付けとなるデータや、文献には書かれていない興味深い結果が出た。

文献調査では、国際法と歴史、またリベラル、中道、保守に分類して調査を行った。このように様々な意見の文献を読むことで、一方的な考えに偏らないように努めた。さらに、 新聞も読むことで最新の動向についても知識を深めた。

また、問題解決を導くために世界の領土問題の判例を調査し、他国ではどのような方法で領土問題が解決されたのかを研究した。世界には解決、未解決を含め85か所の領土問題が存在し、その中の32か所は解決済みであることが分かった。そして、その32か所の解決方法を分析すると7つの解決方法があった。

この問題は多くの学者や国のリーダーが知恵を振り絞っても解決しない複雑な問題であることは事実であるが、如何なる方法でもいつかは解決しなければならない。過去の各国のリーダーが棚上げや先送りにした結果が現在の険悪な日韓、日中関係であり、今後さら

に悪化させてはならないのである。この領土問題を客観的に研究することで問題の本質が 見え、解決の糸口が開けるのではないだろうか。これ以上の悪化を防ぐために、この問題 の解決への手がかりを研究した内容をまとめたものが本論文である。

> 平成 25 年 1 月 18 日 アジアダイナミズム班一同

謝辞

本論文を遂行するにあたり、多くの方々に協力や助言を頂いたことに深く感謝いたします。まず、多摩大学学長の寺島実郎先生には貴重な助言を提供してくださったことに深く感謝いたします。さらに、インターゼミや寺島文庫に関わる方々との出会いの場、学びの場を提供して頂きました。

アジアダイナミズム班の担当教授である金美徳先生と巴特尔先生には、終始適切な助言をしてくださり、また丁寧に指導してくださったことに感謝いたします。

また、宮崎真先輩にはインターゼミの OB として昨年の反省点を生かした指導をいただきました。さらに、本論文の添削にも協力して頂きました。また、多摩大学学長室高野智さんや山本さんにはプリントの印刷など、親切に対応して頂きました。ありがとうございます。

最後に、アジアダイナミズム班一同は、この研究に様々なコメントや刺激を与えてくださった先生方や、他の研究グループの学生、貴重な時間を割いてアンケート調査に協力していただいた日中韓の学生の皆様に心から感謝いたします。本当にありがとうございました。

アジアダイナミズム班一同

目次

ŀ	まじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	島問題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
謭	材辞	
	目次 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
1	: 尖閣諸島問題 ・・・・・・・・・・・・・・・ 11	
	1-1:はじめに	
	1-2: 尖閣諸島問題の歴史的経緯	
	1-2-1: 尖閣諸島とは	
	1-2-2: 尖閣問題の発端	
	1-2-3:領土問題存在せず	
	1-2-4:中国漁船衝突事件	
	1-2-5: 石原都知事の購入宣言から国有化へ	
	1-3: 尖閣諸島をめぐる日本と中国の主張	
	1-3-1:日本の主張	
	1-3-2:中国の主張	
	1-3-3:台湾の主張	
	1-3-4:サンフランシスコ講和条約と沖縄返還協定	
	1-3-5:サンフランシスコ講和条約に対する中国の主張	
	1-4:解決への三つの道筋	
	1-4-1:棚上げ論への回帰	
	1-4-2: 実効支配強化	
	1-4-3:日中共同開発	
	1-5:結論	
	1-6:参考文献	
2	: 竹島問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 34	ļ
	2-1:はじめに	
	2-2: 竹島問題の起点	

2-2-2: 竹島問題の起点	
2-3:韓国の歴史的主張	
2-3-1:近代以前の主張	
2-3-2:歴史的観点以外からの主張	
2-4:日本の歴史的主張	
2-4-1:近代以前の主張	
2-5: 両国の主張の比較	
2-5-1:韓国の主張の矛盾点	
2-5-2:日本の主張の矛盾点	
2-6:サンフランシスコ講和条約条文の作成経緯	
2-6-1:朝鮮処理に関する条文の問題点	
2-6-2:朝鮮領である竹島	
2-6-3:シーボルト意見書	
2-6-4:ダレス国務省顧問と講和条約作成	
2-6-5: サンフランシスコ講和条約調印	
2-7:サンフランシスコ講和条約に関する両国の主張	
2-7-1:サンフランシスコ講和条約に関する韓国の主張	
2-7-2:サンフランシスコ講和条約に関する日本の主張	
2-8:結論	
2-8-1:現代における日韓関係	
2-8-2: 歴史認識の相違点	
2-9:参考文献	
3:国際海洋法から見る中国と韓国 ・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 56
3-1:はじめに	
3-2: 国際法海洋法の歴史	
3-3:中国漁船衝突事件から見る中国	
3-4:日中韓の排他的経済水域と大陸棚	

2-2-1:竹島問題とは

3-5:国際司法裁判所から見る韓国

	3-7:参考文献一覧	
4	1:アンケート(日中韓三カ国の大学生意識調査) ・・・・・・・・・・・	71
	4-1:アンケート概要	
	4-2:質問ごとの分析	
	4-3:アンケートのまとめ	
5	5:世界の領土問題の解決事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
么	生アヒルー	03

3-6: 国際法の姿

1: 尖閣諸島問題

経営情報学部2年 木下 周

経営情報学部2年 多部田 裕也

経営情報学部2年 吉田 綾香

1-1:はじめに

2012年4月の石原慎太郎東京都知事(当時)の尖閣諸島購入宣言を発端に、9月の野田政権による尖閣諸島の国有化に至り、日中関係は1972年の国交正常化後、最悪な危機に見舞われた。中華人民共和国(以下:中国)各地で大規模な反日デモが発生し、一部日系企業の商業施設や工場への大規模な襲撃が引き起こされる事態となった。さらに、日本製品に対する不買運動が拡がり、特に日系企業の象徴ともなっている自動車メーカーは大きな打撃を受けた。9月のトヨタの中国国内での自動車販売台数は前年同月比48.9%減、日産自動車は同35.3%減、ホンダは同40.5%減となり、それに続く10月に入っても状況は改善されず、トヨタは前年同月比44.1%減、日産は40.7%減、ホンダは53.5%減少した¹。同時に、10月の日本から中国向け自動車輸出は前年比82%減少した。一方、中国の税関総署が発表した貿易統計によると、9月の日中間の輸出入を合計した貿易総額は前年同月比4.5%減となり4カ月連続で縮小した。さらに、1~11月の日中貿易総額は前年同期比2.9%減となり、1~10月の2.1%減よりマイナス幅が拡大し、尖閣問題を巡る日中両国の政治的な対立が経済分野にも悪影響をもたらした²。

2012年は、日中国交正常化 40 周年という節目の年であったが、尖閣問題の影響により日中国交正常化 40 周年を記念して北京で行われる予定だった式典を含め、両国間の交流事業が相次いで延期ないし中止となった。日中両国間では、これまでも歴史認識問題や日本の政治家による靖国神社参拝問題を巡って幾度となく関係が悪化することはあっても、今回のように経済分野にまで大きく波及することはなかった。これまで政治が冷え込んでも経済だけは活発な交流を維持する「政冷経熱」と言われ、相互に経済的な恩恵を分け合ってきた。しかし、今回の尖閣の国有化を巡る日中両政府間で続く緊張状態は経済分野にも及び「政冷経冷」の様相を呈している。一部の専門家の中では、日中関係が 2005 年の小泉首相の靖国神社参拝時の「政冷経冷」より深刻な「政凍経凍」の時代に突入するのではない

¹ 中国汽車工業協会、各社プレスリリース。

² 中国税関総署ウェブサイト(http://www.customs.gov.cn/default.aspx?tabid=400)

かと懸念する声さえ上がっている。

それでは、尖閣諸島問題を 2012 年に忽然と両国間の懸案事項として起きた問題として理解して良いだろうか。いつから、どういうきっかけでこの問題が生じたのか。戦後において、日本と中国の関係が政府間レベルで再構築されていく中で、日中双方はどのように対処されてきたのか、そしてどんな意味があったのか。さらに、双方はどのような歴史認識の相違があり、今後においてどのような解決案があるのか。これらの問いに答えることは、尖閣問題を理解する上で重要であり、尖閣諸島に対する日本の政策を客観的に評価する一助になると考えられよう。

そこで、本章では、まず尖閣諸島問題の歴史的経緯を振り返りながら、尖閣をめぐる日本政府と中国政府の主張を整理し、最後に三つの解決案を検討したい。

1-2: 尖閣問題の歴史的経緯

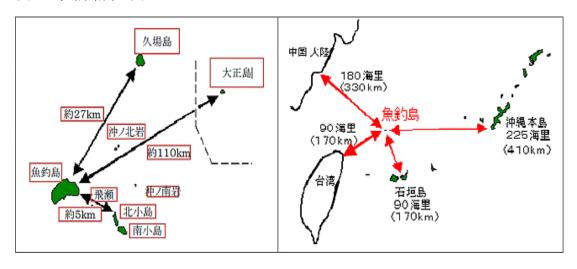
1-2-1:尖閣諸島とは

そもそも尖閣諸島とはどういった島々なのだろうか。尖閣諸島は中国大陸、中華民国(以下:台湾)、沖縄に囲まれたところに位置する島々である。魚釣島(中国名:釣魚島)を尖閣諸島の中心とすると、その南東に飛瀬という岩がある。東には沖の北岩と南岩という岩がある。その岩の南側に北小島と南小島という小島が互いに隣接している。北東に久場島があり、久場島からさらに東方に大正島がある。この大正島は沖縄諸島の西端にある久米島に最も近い場所にある。これら島嶼や岩の総称として尖閣諸島という呼び名で呼ばれている。

魚釣島は、沖縄本島より 225 海里 (410km) のところにあり、石垣島からは 90 海里 (170km) である。中国大陸からは 180 海里 (330km) あるが、台湾からは 90 海里 (170km) であり、石垣島と台湾は魚釣島まで同じ距離である。(図 1 参照)

中国と台湾は、尖閣諸島の領有権をそれぞれ主張しているが、これらの島々を領有することによって、何が得られるのだろうか。まず、領有権は領土だけでなく領海、さらに排他的経済水域(EEZ)を含む国家の主権に関わるものであり、次に、その広大な海域において豊富とされる漁業権益の取得や海底資源の開発権が得られることである。それでは、尖閣の領有権を巡って、これまで日中両国はそれぞれどのような主張を行い、同問題に対処してきたのか。以下、そのプロセスを歴史的に遡り、辿ってみることにする。

図 1 尖閣諸島地図



(出所)日本外務省ウェブサイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html

1-2-2: 尖閣諸島問題の発端

尖閣諸島問題は、1968年に国際連合アジア極東経済委員会(ECAFE=Economic Commission for Asia and the Far East)が発表した報告書がきっかけであった。同報告書では、尖閣諸島海域に石油資源が埋蔵されている可能性について指摘されている。当時、尖閣諸島は1951年に日本とアメリカを含む連合国の間で署名したサンフランシスコ講和条約第3条に基づき、アメリカの施政権下にあったが、上述の国際連合アジア極東経済委員会の報告書が発表された後の1971年6月11日に台湾が領有権を主張し、続いて同年12月31日には中国政府も尖閣諸島の領有権を主張し始めたのである。

こうした中で、日本とアメリカの間では同年6月17日に「沖縄返還協定(琉球諸島及び 大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定)」が調印され、翌年5月15日の 発効をもって、尖閣諸島を含む沖縄の施政権がアメリカから日本に返還された。

これを受けて、中国政府は1972年12月30日に「米日両国政府が沖縄返還協定で、中国の釣魚島などの島嶼を返還地域に組み入れたことは、全く不法なことであり、これは中華人民共和国の釣魚島などの島嶼に対する領土主権をいささかも改変し得るものではない」4

3 台湾の中華民国政府は、1971年10月25日に国連総会で採択された第26回国際連合総会2758号決議(アルバニア決議とも呼ばれる)されたことにより、それまで国連加盟国として中国の唯一の合法政府として国際社会に認められていた地位を失い国連を脱退した。一方、同決議により、中華人民共和国は正式に国連に加盟し、翌年の1972年8月に国連常任理事国となり現在に至る。

⁴ 中華人民共和国国務院報道弁公室「釣魚島は中国固有の領土である」(白書)、新華社北京9月25日発、人民日報(日本語版)「釣魚島は中国固有の領土」を参照。http://j.people.com.cn/94474/7960430.html

と、日米両国間で締結された沖縄返還協定を批判した。

一方、尖閣諸島の領有権に関しては、アメリカは次のような立場を示している。沖縄返還が現実味を帯びてきた 1970 年 9 月、アメリカのマクロスキー国務省報道官(当時) は、「主権の所在について対立がある場合は、関係当事者間で解決されるべき事柄だ」と語り、アメリカは最終的に判断する立場にはなく、関係当事者間の平和的な解決を期待するとの中立的な立場を示した⁵。また、オバマ現政権の下でも、クローリー国務省報道官は同様の見解を表明する一方、「尖閣諸島は 1972 年の沖縄返還以来、日本政府の施政下にある。日米安保条約第 5 条は日本の施政下にある領域に適用される」 6との見解を示している。

アメリカは、尖閣諸島の領有権の所在について日中間で対立が生じた場合、中立的な立場を保つと言いながら、一方では尖閣諸島が第三国に攻撃された場合、日米が共同で防衛に当たることを規定する日米安保条約第5条が適用されることを認めるという極めて「曖昧」な態度を採り、それが結果的に日中関係に火種を撒いたこととなった。

1-2-3:領土問題存在せず

1978年8月11日、灯台の建設のために日本青年社が尖閣諸島に上陸したことが各国のマスコミによって取り上げられ、香港、中国、台湾で反発も起こったが、当時の日本の園田

^{5 「}東京新聞」2010年9月24日付。

⁶日米安保条約第5条前段では「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」と規定している。

外務大臣と中国の黄華外交部長は翌日の8月12日に「日中平和友好条約」に調印した。

この「日中平和友好条約」では、「両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させる」(第1条)としたうえ、「両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展ならびに両国民の交流の促進のために努力する」「第3条)ことが謳われており、日中関係の大局的な観点から両国は尖閣諸島の領有権について明確に示すことを避けた。

1978年10月23日、中国の鄧小平副首相は、日中平和友好条約の批准書交換のために訪日した際、日本記者クラブで次のように述べている。「尖閣諸島の領有問題については中日間双方に食い違いがある。国交正常化の際、両国はこれに触れないと約束した。今回、平和友好条約交渉でも同じように触れないことで一致した。(中略)こういう問題は一時棚上げしても構わない、次の世代は我々より、もっと知恵があるだろう。皆が受け入れられるいい解決方法を見出せるだろう」8と述べ、尖閣諸島問題の棚上げを主張している。

1990年、中国海洋調査船の活動が活発になり、日本政府は中国政府に対して非難することはあったが、同時に配慮も示し、改善を求めるだけだった。2001年から2006年にかけて小泉純一郎首相の靖国神社参拝によって、日本と中国の政治的関係は冷え込んだ。こうした中で、2006年10月に安倍晋三自民党総裁は、中国との関係改善を図るべく首相就任後の初の外遊先として中国を訪問した。中国の胡錦濤国家主席と行った日中首脳会談において、両国間で戦略的互恵関係を構築することで合意し、悪化していた両国の政治的関係が改善の方向へ向かった。

2008年に福田首相は胡錦濤国家主席を日本へ招き、両者は「戦略的互恵関係の包括的推進に関する日中共同声明」に署名し、日中関係の改善に努めた⁹。2008年5月7日、福田内閣における「戦略的互恵関係の包括的推進に関する共同声明」では、尖閣諸島問題に関係する重要なことが合意された。第一に、双方は、戦略的互恵関係を包括的に推進し、また、

⁷外務省 HP、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc_heiwa.html

⁸ 日本記者クラブ『未来に目を向けた友好関係を~鄧小平 中国副首相 1978 年 10 月 25 日』 (http://www.jnpc.or.jp/files/opdf/117.pdf)

⁹ 外務省 HP、「戦略的互恵関係の包括的推進に関する日中共同声明」2008 年 5 月 7 日 http://www.mofa.go.jp/Mofaj/area/china/visit/0805_ks.html

日中両国の平和共存、世代友好、互恵協力、共同発展という崇高な目標を実現していくことを決意した。第二に、双方は、日中共同声明、日中平和友好条約、そして日中共同宣言が、日中関係を安定的に発展させ、未来を切り開く政治的基礎であるとし、三つの文書の諸原則を引き続き遵守することを確認した。第三に、双方は、歴史を直視し、未来に向かい、日中の戦略的互恵関係の新たな局面を絶えず切り開くことを決意し、将来にわたり、絶えず相互理解を深め、相互信頼を築き、互恵協力を拡大しつつ、日中関係を世界の潮流に沿って方向付け、アジア太平洋及び世界の良き未来を共に創り上げていくことを宣言した。第四に、双方は、互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないことを確認した。双方は、互いの平和的な発展を支持することを改めて表明し、平和的な発展を堅持する日本と中国が、アジアや世界に大きなチャンスと利益をもたらすとの確信を共有した。第五に、五つの柱に沿って、対話と協力の枠組みを構築しつつ、協力していくことが、合意されている。

その五つの柱とは、(1) 政治的相互信頼の増進、(2) 人的、文化的交流の促進及び国民の友好感情の増進、(3) 互恵協力の強化、(4) アジア太平洋への貢献、(5) グローバルな課題への貢献である。中でも、(1) と(3) を考える上で、重要な声明である。(1)では、とくに国際会議の場も含め首脳会談を頻繁に行い、政府、議会及び政党間の交流並びに戦略的な対話のメカニズムを強化し、二国間関係、それぞれの国の国内外の政策及び国際情勢についての意思疎通を強化し、その政策の透明性の向上に努めることが確認されている。(3)では、エネルギー、環境分野における協力が、我々の子孫と国際社会に対する責務であるとの認識に基づき、この分野で特に重点的に協力を行っていくことが合意されている。さらに、共に努力して、東シナ海を平和・協力・友好の海とするとも述べられている。

このように、2006年の安倍首相の訪中と戦略的互恵関係の構築へ向けた日中両政府間の 政治的合意により日中関係は大幅に改善され、それに伴い日本企業の対中投資が増加する など、日中経済関係の緊密化が進んだ。

1-2-4: 中国漁船衝突事件

しかし、2010年9月7日、中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突し、日本と中国は再び 尖閣諸島を巡って緊迫した。日本政府によると、尖閣諸島領海に侵入した中国漁船に対し、 海上保安庁巡視船は日本の領海からの退去命令を発令したものの中国漁船は停止せず、さ らに日本の巡視船「よなくに」と「みずき」に意図的に衝突したと発表されている。この 一件で前原国土交通大臣は中国漁船船長の逮捕状を請求し、官邸での協議の結果、翌日に は公務執行妨害で逮捕した。外務報道官は「今回の事件は我が国領海内で国務執行妨害で あると位置づけられると考え、今回の事案が日中関係に悪影響を与えることはないと考え ています」と発表した。

菅政権は、中国が尖閣諸島をめぐって日本と中国の間には領土問題が存在すると主張しているにもかかわらず、尖閣諸島を「領有権の問題はそもそも存在しない」とし、尖閣諸島を巡る動きについては「国内法で粛々と対応する」とした。さらに、菅政権は1972年以来、日本政府と中国政府との間には尖閣諸島問題は棚上げするとの暗黙の同意があったが、「棚上げ同意は存在していない」という考えを表明した。

それまで日中双方はこのような問題が生じたとき、国内法ではなく尖閣諸島周辺を含め日中漁業協定で解決してきた。日中漁業協定は、不慮の事故を避けるため「中国の船が違反操業をしている時には日本側は操業の中止を呼びかけ、その地域から中国船を撤去させる、違反の取締りは中国側に通知し、中国側に処理を求める」を主な内容としていた。元外務省国際情報局長孫崎享は、「72年の日中国交回復以来、日中両国政府は両者の言い分が食い違う尖閣諸島の領有権問題は棚上げにすることを申し合わせてきた。これは尖閣を実効支配する日本にとって、支配が継続することを意味する有利な取り決めであり、事実上、中国が日本の実効支配を認める取り決めだった。その棚上げ合意に基づき、日本は尖閣を自国の領土と主張しつつも、周辺海域で国内法を適用することはしなかったし、同じく中国側も表向きは領有権を主張しつつも、政府として目立った行動は取ってこなかった。そのような微妙なバランスの上に実質的には日本が実効支配したまま、両国ともにこれを大きな外交問題としない範囲で慎重に扱ってきたのが、これまでの尖閣問題だった。」と述べている。しかし、今回は中国漁船の違反に対して、日本政府は日中漁業協定で処理する立場をとらず、国内法で対処した。

日本側の対応に対して、中国政府は漁船の船長および船員を無条件に解放することを要求し、さらに経済的な報復措置をとった。9月9日、石垣海上保安部が船長を公務執行妨害容疑で那覇地検石垣支部に送検した。それにともない、9月11日、中国外務省の姜瑜副報道局長は、東シナ海ガス田開発の条約締結交渉の第2回会合を延期すると発表し、さらにその8日後の9月19日には閣僚級の交流を中止すると発表した。9月20日には中国の軍事管理地域に進入したとして中国本土にいたフジタの社員4名を身柄拘束した。9月23日、中国はレアアース(希土類)の日本への輸出を禁止した。中国側の対抗処置に日本側は9

月 24 日に那覇地方検察庁が船長を処分保留で釈放と発表した。菅政権は責任を那覇地方検察庁に転嫁し、船長を釈放し、その後中国もレアアース輸出を再開した。日本と中国の尖閣諸島をめぐる争いは一時終息したかに見えた。

1-2-5: 石原都知事の購入宣言から国有化へ

ところが、2012 年 4 月 17 日、石原東京都知事が尖閣諸島を東京都が購入すると表明し、 再び尖閣問題が日中間で紛糾した。同年 8 月に香港の「華人世界保釣連合」に所属する活動家たちが、魚釣島に乗り込み旗を立てるという事件が起きた。同年 9 月に日本政府(野田内閣)は中国政府の反発を和らげ「平穏かつ安定的な維持管理」をするためとして、島への港湾施設等の建設を計画している東京都の購入計画を阻止して国有化する方針を決めた¹⁰。続いて 9 月 11 日、日本政府は魚釣島、北小島、南小島の三島を 20.5 億円で購入する売買契約を地権者と締結し、同三島の所有権が地権者から政府へ移転する登記手続きを完了させた。

この激しい対立によって、尖閣諸島を巡る日本と中国の意見の違いが浮き彫りになった。 日本の主張は「尖閣諸島に領土問題はない」という立場を繰り返し強調したのに対し、中 国は「尖閣諸島は中国固有の領土である」という立場を変えることはなかった。

2012年9月25日、中華人民共和国国務院報道弁公室は『釣魚島は中国固有の領土』と題する白書を発表した。同白書には、「釣魚島は中国固有の領土であり、日本が釣魚島を窃取し、米日が釣魚島をひそかに授受したことは不法かつ無効であり、釣魚島の主権に対する日本の主張にはまったく根拠がない」、さらに「中国は釣魚島の主権を守るために断固として闘う」と主張されている。とりわけ、日本の尖閣諸島の国有化を「中国の主権に対する重大な侵犯」と表現しており、「中国政府は、国の領土主権を防衛する決意と意志を固めており、国の主権を防衛し、領土保全を守る自信と能力を有している。」と釣魚島の領有に対する意思の強さを明確に示している。

1-3: 尖閣諸島をめぐる日本と中国の主張

1-3-1: 日本の主張

1.0

 $^{^{10}}$ 「尖閣諸島の国有化を正式決定 野田政権、関係閣僚会議で」 2012 年 9 月 10 日付朝日新聞 (デジタル版) http://www.asahi.com/politics/update/0910/TKY201209100226. html

日本側の主張の論拠は二つある。一つは 1895 年 1 月 14 日に日本政府が「無主の地」として尖閣諸島の領有を中国よりも先に宣言したことである。この宣言の後、尖閣諸島のいくつかの島は、古賀辰四朗氏に 30 年無償貸付され、やがて私有地となった¹¹。古賀氏のアホウドリや鰹節などの事業の成功により 99 戸 248 人が尖閣諸島に住んでいた。

日本は、尖閣を領土編入するまでに、1884年(明治17年)に古賀辰四郎氏が尖閣諸島に探検調査団を派遣し、1885年から日本政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行った¹²。その調査によって、単に尖閣諸島が無人島であるだけでなく,清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した。そして、尖閣諸島の現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って、正式に日本の領土に編入したとしている。この行為は、先占の法理として国際法上、正当に領有権を取得するためのやり方として認められている。

1-3-2: 中国の主張

これに対する中国側の主張として、2012 年 9 月 25 日、中華人民共和国国務院報道弁公室は『釣魚島は中国固有の領土』¹³と題する白書を発表した。同白書には魚釣島について「中国が最も早く魚釣島を発見し、命名し、利用した」¹⁴と主張し、その根拠を 1403 年(明・永楽元年)に完成した航海案内書『順風相送』においている。『順風相送』には、魚釣島や赤尾嶼などの地名が記載されており、「1866 年 (清・同治 5 年)までのほぼ 500 年間に、明・清 2 代の朝廷は前後 24 回にわたり琉球王国へ冊封使を派遣し、魚釣島は冊封使が琉球に行くために経由する地であった」と島の持続的な利用を訴えている。『使琉球録(1534/1562/1606 年)』や、『中山伝信録』、『中山世鑑』、『指南広義』、『琉球録撮要補遺』、『使琉球雑録』、『琉球国誌略』といった資料には、「魚釣島、赤尾嶼は中国に属し、久米島は琉球に属し、境界線は赤尾嶼と久米島の間の黒水溝(現・沖縄トラフ)にあるとはっき

1 -

 $^{^{11}}$ 「1896 年(明治 29 年)古賀辰四郎氏が魚釣島、九場島、南・北小島の四島の借用願を政府に提出、翌年 30 年間の無料借用の許可を得る」(栗原弘行『尖閣諸島売ります』 廣済堂、2012 年 10 月 11 日)

 $^{^{12}}$ 外務省「尖閣諸島に関する Q&A」の「Q3 日本は尖閣諸島を有効に支配しているとのことですが、具体例を教えてください」の項にて Q&A という形で概要が述べられており、さらに詳細な情報は、『栗原弘行「尖閣諸島売ります」 廣済堂、2012 年 10 月 11 日』にて記述されている。以下の URL は、外務省「尖閣諸島に関する Q&A」の Q3 の項へのリンクである。

⁽http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html#qa03)

¹³ 人民日報日本語版『中国、「釣魚島は中国固有の領土」白書を発表』人民網日本株式会社 更新時間 2012.9.26。人民日報日本語版というウェブサイトに「釣魚島は中国固有の領土」という白書の日本語版全 文が引用されていた。本章 1-3 で扱う中国側の主張は主にこの白書を参考にしたものである。 http://j.people.com.cn/94474/7960430.html

¹⁴ 「1896 年 (明治 29 年) 古賀辰四郎氏が魚釣島、九場島、南・北小島の四島の借用願を政府に提出、翌年 30 年間の無料借用の許可を得る」(栗原弘行『尖閣諸島売ります』廣済堂、2012 年 10 月 11 日)

り記している」と、魚釣島が地理的にも古来より中国領土であることを示されていると主 張している。

また、中国は釣魚島を明朝の初期から防御地区に組み入れ、清朝では明朝のやり方を踏襲したのみならず台湾地方政府の行政管轄下に編入し、当時の管轄状況が『台海使槎録』および『台湾府誌』に詳細に記載されている¹⁵。これは中国側の明朝時代からの持続的な釣魚島の管理を主張するとともに、日本政府が領有を主張する一つの根拠として挙げている「無主の地」ではなく、中国固有の領土であるというのが、中国側の確固たる見解であることを示している。

加えて、『使琉球録』の中の「琉球過海図」や『皇明象胥録』、『坤輿全図』、『皇朝中外一統輿図』などには、いずれも釣魚島が中国のものであるということを地理的に位置づけるものだとしている¹⁶。日本においての刊行物『三国通覧図説』所収の「琉球三省および三十六島之図」においても、島をかつての中国大陸と同色で記載されており、これは当時の日本も釣魚島を中国領土であると認識していた証左であると主張している。つまり、釣魚島は中国が日本よりも早くから島を発見、活用し、日本が主張する「無主の地」などではなく、中国の明確な支配を位置づけるものであるとしている。したがって、尖閣諸島は中国の領土に含まれる台湾の一部であり、下関条約で奪われた領土であると、中国政府は主張している。さらに、1945年のポツダム宣言により台湾は、中国に返還されたにもかかわらず、日本は同諸島を1895年以来、南西諸島の一部としていると、中国は非難している。しかし、日本は、尖閣諸島は台湾および澎湖諸島には含まれないという立場を崩していない。

1-3-3:台湾の主張

台湾は、日本政府が2012年9月11日に尖閣諸島の国有化を正式決定したことを受けて、 翌9月12日に台湾外交部が公開し文書¹⁷において、楊進添外交部長は同日、記者会見を開

¹⁵ この段落の掲載資料は、前掲ウェブサイトの「釣魚島は中国固有の領土」の「一、釣魚島は中国固有の領土である」という章の「(二) 中国は釣魚島を長期的に管轄してきた」の項より引用・参考した。

¹⁶ 前掲「釣魚島は中国固有の領土」の「一、釣魚島は中国固有の領土である」という章の「(三) 中外の地図が釣魚島は中国に属することを表示している」の項より引用・参考した。

¹⁷ 「楊進添・外交部長:日本による釣魚台列島(尖閣諸島)国有化に厳正なる抗議表明」を参考にした(この注がなかったため追加)

http://www.taiwanembassy.org/JP/ct.asp?xItem=307986&ctNode=11514&mp=202

き、日本政府に強く抗議する意向を表明すると共に、「釣魚台列島は中華民国の固有の領土である」という従来の主張を繰り返した¹⁸。台湾では尖閣諸島(台湾名:釣魚台列島)に関する歴史認識においては中国の主張と一致する点が多いものの、その一方で主張に違いがあることも見受けられる。中国は自国の領有権を前面に押し出し日本との対立姿勢を明確に示しているのに対し、台湾の馬英九総統は2012年8月5日に提唱した「東シナ海平和イニシアチブ」に基づき9月7日に「東シナ海平和イニシアチブ推進綱領」¹⁹を発表し、領有権の棚上げとエネルギー資源や漁業権を優先的に解決することを提案している。

台湾が表明したこの文書には、日本政府による尖閣諸島の国有化に対し抗議の意思を表明するとともに、台湾が求める「東シナ海イニシアチブ」の理念にそぐわない行動をとる関係諸国に対する非難の意味も込められているものと考えられる。

1-3-4:サンフランシスコ講和条約と沖縄返還協定

そして日本側の主張の論拠である二つ目は、「第二次世界大戦後、日本の領土を法的に確定した 1952 年 4 月発効のサンフランシスコ講和条約において、尖閣諸島は、同条約第 2 条に基づきわが国が放棄した領土のうちには含まれず、第 3 条に基づき南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置かれ、1972 年 5 月発効の琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(沖縄返還協定)によりわが国に施政権が返還された地域の中に含まれています。以上の事実は、わが国の領土としての尖閣諸島の地位を何よりも明瞭に示すものです」20というものである。サンフランシスコ講和条約の第 2 条と第 3 条によって、明確に日本の領土であることの正当性を示している。さらに、その後の沖縄返還協定により、サンフランシスコ講和条約により確定された範囲の施政権がアメリカから日本へと返還された。したがって、そうして確定された領土の中に含まれる尖閣諸島は、日本のものであるということが日本の二つ目の主張である。しかし、沖縄返還協定において二つの争点がある。

一つ目の争点は、「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。) 孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。) 並びに沖の鳥島

¹⁸ 台北駐日経済文化代表処那覇分処「楊進添・外交部長:日本による釣魚台列島(尖閣諸島)国有化に厳 正なる抗議表明」http://www.roc-taiwan.org/JP/NA/ct.asp?xItem=312782&ctNode=5731&mp=262

^{19 「}東シナ海平和イニシアチブ推進綱領」(全文)

http://www.roc-taiwan.org/JP/OKD/ct.asp?xItem=308307&ctNode=10423&mp=692

²⁰ 外務省 HP「尖閣諸島についての基本見解」より引用

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/kenkai.html

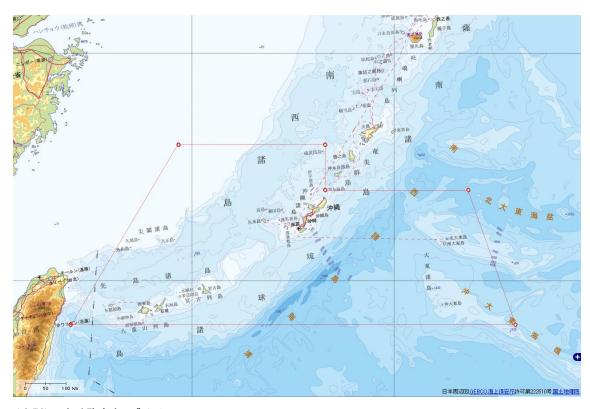
及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におく……」²¹という文である。この文は、沖縄返還協定を施行する際に合意された議事録によると、「日本国との平和条約第三条の規定に基づくアメリカ合衆国の施政の下にある領土であり、千九百五十三年十二月二十五日付けの民政府布告第二十七号に指定されているとおり、次の座標の各点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁である。北緯二十八度東経百二十四度四十分、北緯二十四度東経百二十二度、北緯二十四度東経百三十三度、北緯二十一度東経百三十一度五十分、北緯二十七度東経百二十八度十八分、北緯二十八度東経百二十八度十八分、北緯二十八度東経百二十八度十八分、北緯二十八度東経百二十八度十八分、北緯二十八度東経百二十八度十八分、北緯二十八度東経百二十四度四十分」²²とある(図2参照)。図2を見ると、アメリカが日本へと返還した範囲の中に尖閣諸島が含まれており、尖閣諸島が沖縄の中に含まれるという根拠は明白ではあるが、「魚釣島」あるいは「尖閣諸島」とは条文に明記されていない。このことが、アメリカが尖閣諸島を日本の領土と見なしているのかどうかという重要な問題を提起している。

-

 $^{^{21}}$ データベース「世界と日本」「サンフランシスコ講和条約」、東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室より引用した。「サンフランシスコ講和条約」の第 1 条では 「1. アメリカ合衆国は、2 に定義する琉球諸島及び大東諸島に関し、1951 年 9 月 8 日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第 3 条の規定に基づくすべての権利及び利益を、この協定の効力発生の日から日本国のために放棄する」と記述されている。http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19510908. Tl J. html 22 日本外務省 12 日本外務省 12 日本外務省 12 日本外務省 12 日本外務省 13 日本外務省 13 日本外務省 14 日本外務省 15 日本外務省 15 日本外務省 15 日本外務省 15 日本外務省 15 日本外務日 15 日本

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html#qa02

図 2 返還された領土の範囲



(出所)日本外務省ウェブサイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/image/idokeido.jpg

1-3-5:サンフランシスコ講和条約に対する中国の主張

これに対して中国は「釣魚島は中国固有の領土」において、第二次世界大戦以後、本来ならばカイロ宣言や、ポツダム宣言、日本降伏条文によって釣魚島は台湾の付属島嶼として台湾とともに中国に返還されなければならないものであると主張している²³。

そして、1950 年代に米国が釣魚島を日本に編入したことを「勝手にその委任管理の範囲に組み入れた」と述べ、1971 年に日本に島の施政権を授受したことを「ひそかに」という文言を使うなど、その行為自体が違法であるという認識を示し「サンフランシスコ講和条約」が不法かつ無効であるという姿勢を明らかにしている²⁴。つまり、サンフランシスコ講

²³人民日報(日本語版)『中国、「釣魚島は中国固有の領土」白書を発表』、人民網日本株式会社。 同白書の各章の概要は次のウェブサイトを参照。

http://j.people.com.cn/94474/7960469.html

http://j.people.com.cn/94474/7960470.html

http://j.people.com.cn/94474/7960471.html

²⁴前掲ウェブサイト「三、米日が釣魚島をひそかに授受したことは不法かつ無効である」を参考。

http://j.people.com.cn/94474/7960469.html

和条約に中国が調印していないというのが、第二の争点である。

1941年12月、中国政府は日本に対して正式に宣戦を布告し、日本との間で締結されたすべての条約を廃棄することを宣言した。1943年12月のカイロ宣言は、「日本が窃取した中国の領土、例えば東北四省、台湾、澎湖群島などは中華民国に返還する。その他日本が武力または貪欲によって奪取した土地からも必ず日本を追い出す」25と明文で定めている。

その後の1945年7月のポツダム宣言において「カイロ宣言の条件は必ず実施されなければならず」²⁶とカイロ宣言の実施の必要性を示し、日本政府においても日本降伏文書でポツダム宣言を受諾し、宣言の各項の規定を忠実に履行することを定めていることから、日本政府は中国に対し釣魚島を返還すべきであるとの主張をしている。

一方、サンフランシスコ講和条約は中国を排除した形で日本と連合国間で行われ、この 当時釣魚島はその管轄内に含まれていなかったとした上で、「北緯 29 度以南の南西諸島な どを国連の委任管理下に置き、米国を唯一の施政者とする取り決めを行った」²⁷としている。

また、中国は「1971年6月17日の米日における琉球諸島および大東諸島に関する協定において本来なら中国に帰属するはずの釣魚島の施政権が日本に返還するという形で譲渡されることは、まったくの不法である」²⁸と強く非難している。

当時の中国の立場としては、釣魚島は中国を除くアメリカを筆頭する連合国と日本との間で締結された条約であるにもかかわらず、領有権が中国にあるはずの尖閣諸島が自らのもとに返還されたのではなく、同条約に基づき自国の領土が窃取され他国の施政下に入ったという認識を持っていたと考えられる。しかし、1951年のサンフランシスコ講和条約で日本は中国に対して台湾を返還すること、そして沖縄は日本に潜在主権があることを米英は認めている。サンフランシスコ平和条約には中国も台湾も代表権問題が未解決のため署名していない。その後、1972年に沖縄が日本に返還される。その際、尖閣は地図上でも返還される地域として明示されている²⁹。

²⁵前掲ウェブサイト「(二) 米国は不法に釣魚島を委任管理の範囲に編入した」を参考

http://j.people.com.cn/94474/7960469.html

²⁶ ブリタニカ国際大百科事典 2009「ポツダム宣言 (Potsdam Declaration)」8項「カイロ宣言の履行」を 参照

²⁷人民日報日本語版『中国、「釣魚島は中国固有の領土」白書を発表』人民網日本株式会社「(三) 米日は釣魚島の「施政権」をひそかに授受した」を参考

http://j.people.com.cn/94474/7960469.html

²⁸前掲ウェブサイト「三、米日が釣魚島をひそかに授受したことは不法かつ無効である」の章「(三) 米日は釣魚島の「施政権」をひそかに授受した」の項を参照。

http://j.people.com.cn/94474/7960469.html

²⁹ 寺島実郎『大中華圏―ネットワーク型の観点から中国の本質に迫る』、NHK 出版(2012 年)を参照。

1-4: 解決への三つの道筋

1971 年以降、日中は国交を優先し、その発展の妨げとなる尖閣における領土問題を「次の世代、さらにその次の世代が方法をさがすだろう」³⁰と棚上げすることで、幾度か緊張が高まる側面はあったものの、両国は相互の友好と発展に積極的に努めてきた。しかし、2010年9月の中国漁船衝突事件をきっかけとして事態は一変し、領土問題を巡る両国間の緊張は一気に高まりを見せ、現在、日中関係は戦後最悪と言われるまでに冷え込んでいる。第二次安倍政権は、中国との関係改善ではなく、先ず日米同盟の強化をしようとしている。

とはいえ、経済的立ち位置から見ると、今や両国はその発展上切っても切れない関係にあり、2012年の日中両国共に首脳が交代したことを契機に、冷え込んだ両国の関係を立て直す大きな好機として再び関係改善を図れる努力をすることが求められる。そこで、本項では今後尖閣問題を解決するにあたり、どのような道筋があるのか、またそれについて各項どのような問題点があるのかを検討する。

尖閣問題について、その解決のための道筋は主に三つ挙げられる。第一に、尖閣諸島の 領有権の「棚上げ論」への回帰である。第二に、日本による尖閣諸島の「実効支配の強化」 である。第三に、日中両国による尖閣諸島周辺海域の資源の共同開発である。

1-4-1:棚上げ論への回帰

「棚上げ論への回帰」とは、1972 年の日中国交回復に伴う過程で、両国の懸案である尖閣問題については後の世代で良い知恵が出るまで触れることはしないとした棚上げ路線をこれからも継承し続け、日中両国の経済の成長・発展を優先させる立場を採ることである。ただし、これまでは「改革開放路線に舵をきり、資本主義経済から学ぶ局面に入った中で、尖閣諸島問題はこの大目的のさまたげ」となってはならなかった中国側の思惑と、「尖閣諸島を実効支配に対し、異議を唱え現状変更を求めているのは、中国である」とする日本側の立場との、こうした利害の一致が棚上げ路線を成り立たせていた側面がある³¹。

ところが、中国は 1972 年からの 40 年間で日本を抜きアメリカに次ぐ世界第 2 位の経済 力を持つまでに成長した。これからも成長を続け、将来的にはアメリカに肩を並べ、ある いはそれ以上に及ぶ可能性もあるとの見方の中で、大国としての自信を深め、尖閣に対し

^{30 1978} 年 8 月、中国の鄧小平副主席から日中平和友好条約署名のために北京を訪れた園田直外務大臣に対しての発言。(石井明・添谷芳秀・朱建栄・林暁光『記録と交渉:日中国交正常化・日中平和条約締結交渉』) 31 保坂正康・東郷和彦『日本の領土問題』、角川書店(2012 年 2 月)を参照。

ての 72 年当時の中国の思惑と現在の思惑とでは大きな差異がある³²。しかし、このような中国に対し尖閣諸島について過去に回帰することの利を主張することは、日本にとって一つの道筋である。

1-4-2: 実効支配強化

2012 年 12 月、民主党が衆議院選挙で惨敗し、今後の政権を担う自民党の実質的なマニフェストには、尖閣諸島について「実効支配強化と安定的な維持管理」とあり、そのなかで公務員の常駐、周辺漁業環境の整備や支援策を検討するとしている。³³

実効支配強化における問題点は二つある。第一に、日本は中国の軍事力に単独では対抗できない点である。近年、日本の防衛予算は削減され続けているのに対し、中国の軍備予算は膨張し続けている。現時点では、日本の海上防衛力が中国を上回っているという意見もあるが、米国の戦略国際問題研究所(CSIS)が2012年10月に発表した報告書「アジア国防費2000-2011年」によると、中国の2011年度国防費が合計899億ドル(約7兆円)であったのに対し、日本は合計582億ドルであった³4。しかし、ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)は、中国の2011年度の現実の国防支出を1422億ドルであったと報告しており、中国の実際の国防支出は公表額よりずっと多かったということを示している。したがって日本が尖閣を軍事力で解決しようとすることは、極めてリスクが高いといえる。

第二に、これが最も大切なことであるが、日本と中国との間で何かをきっかけに尖閣諸島をめぐって武力衝突が起きた際、日米安全保障条約に基づいてアメリカが確実に日本を守ってくれるという保証があるとは言えない点である。2012 年 9 月、来日したパネッタ国務長官が日本の記者の質問35に対して、沖縄県の尖閣諸島は日米安保条約の適用範囲内であると答えている。また「両国の話し合いによる平和的な解決を望む」36としたうえで、「アメリカは安全保障条約の責任がある」37として、仮に軍事的な衝突に発展すれば、アメリカも関与せざるを得ないという考えを表明した。さらに、アメリカは2013 年 1 月に尖閣諸島

 34 米国のシンクタンク、戦略国際問題研究所 (CSIS) が 2012 年 10 月に発表した報告書「アジア国防費 2000 ~11 年」

 $^{^{32}}$ 米国家情報会議は、2012 年 12 月 10 日発表の報告書「Global Trends 2030」の中で、中国は 20 年代に 米国を抜いて最大の経済大国になるとの見方を示している。

³³ J-ファイル 2012 自民党総合政策集

³⁵ 防衛省・自衛隊 2012年9月17日の日米防衛相共同記者会見概要

³⁶ NHK ニュース web「米 中国に"尖閣は日米安保内"と説明」2012 年 9 月 21 日 http://megalodon.jp/2012-0922-1208-08/www3.nhk.or.jp/news/html/20120921/k10015180901000.html ³⁷ 同上

が日本の施政権下にあり日米安保条約の適用対象にあたるということを明記した国防権限 法案を成立させている。³⁸このことから、日米安全保障条約第五条に基づき、アメリカは中 国軍が尖閣へ領海侵犯や武力行使を目論めば、日本を守ってくれるかのように思える。

しかしながら、条約が確実に履行されるという保証はない。「施政権は日本にある」や「条約の義務を履行する」というアメリカの表明は、一見、日本側の主張を支持しているかのようにも思えるが、一方で日本に領有権があるとも、日本を必ず守るとも明言はしていない。アメリカの親日派とされるアーミテージ氏(元アメリカ国務副長官)でさえ、施政権は日本にあるとしながら、領有権については何も言及していない。アメリカが領有権についてまで明言を避けるのは、自国の国益を考えて日本と中国の両方に影響力を維持したいからである。また、条約の義務は履行されなければならないが、尖閣で戦争が勃発してしまった際に、集団的自衛権の行使もままならない日本に対して、はたしてアメリカは日米安保条約を発動して他国のために自国の青年の血を流してまで、本当に守ってくれるのであろうか。

さらに、アメリカの軍事力は強大かつ世界最高水準ではあるが、世界に分散し、一方の中国も世界第 2 位の軍事大国であり、核保有国である。また、アメリカは年々軍事費を削減し続けている一方、中国の軍事費は増加の一途をたどっている。アメリカは中国との関係を悪化させたくないと考えているのであろう。

2010年11月11日、オバマ大統領は、中国に対して「地域と地球規模の課題で責任をもって行動するよう期待している」と述べた。この中で、大統領は「未解決の紛争の平和的な解決、国際的な規範と国際法の順守」を中国に呼び掛けた。この発言は、単に中国に対して自制を求めているだけではなく、中国の武力行使を警戒していることを意味している。したがって、日本が尖閣諸島の実効支配強化を最初からアメリカの軍事力ありきで行うことは大変危険であり、ただ日米安保条約にすがるのではなく、自らの領土は自らで守るという明確な姿勢を日本政府は国内外に発信していく必要がある。

1-4-3:日中共同開発

それでは、尖閣諸島に石油・天然ガスがあるにもかかわらず、尖閣諸島の領有権の所在 をただ棚上げするだけでよいのだろうか。つまり、第三の道筋とは、双方にとって主権が

³⁸ 「グアム移転費復活に署名 尖閣への安保適用も明記」2013年1月3日付 産経新聞 http://sankei.jp.msn.com/world/news/130103/amr13010316200004-n1.htm

侵害されているともとれるが、日中共同で天然資源を開発することである。尖閣が領土問題となったのは、ECAFE レポートで石油が出るということが明らかになった時からであり、 天然資源の問題さえ解決すれば、尖閣問題は解決されるという論理である。これは尖閣諸島の領有権問題の始まりの本質は資源、エネルギー問題であるという見方である。

2010年9月7日の中国漁船の事件の4日後に予定されていたガス田に関する日中交渉が中止しており、それ以来再開の目途はたっていない。菅政権が領有権の問題を棚上げすることを拒否してしまったが、いまいちど、領有権の問題を棚上げにして、まず中国と油田、ガス田の日中共同開発について交渉して取り組むべきである。つまり、第一次安倍内閣、福田康夫内閣における「戦略的互恵関係」の再確認と強化である。

日本国内の世論には、日本固有の領土をなぜ中国と分けなくてはいけないのかという意見もあるであろう。ところが、ガス田開発の際に尖閣諸島の地下資源のボーリングをして分かったことだが、ガスの噴出場所がちょうど日中中間線の真上なのである³⁹。境界の真上にあたるところから噴出しているため資源の帰属が曖昧である。地理的な面だけでなく、経済的な面でも中国と共同で開発に乗り出すことは、十分合理性がある。

1-5: 結論

本章では、尖閣諸島問題を研究した。第一に尖閣諸島の歴史的経緯を、第二に日中双方の主張を、第三に解決への三つの道筋を考察した。我々アジアダイナミズム班が行ったこれら研究を簡単に振り返ることにする。

第一に尖閣諸島の歴史的経緯を研究した。

そもそも尖閣諸島問題の発端は、1968年に ECAFE (Economic Commission for Asia and the Far East、国際連合アジア極東経済委員会)が発表した報告書がきっかけである。その内容は尖閣諸島の下に地下資源が眠っているというものである。注目すべきは、その報告書が発表されてから台湾と中国が領有権を主張し、この問題が始まったことである。つまり最初はこの問題が資源問題であったのである。ところがこの問題が、現在では資源問題から歴史問題へとねじれてきている。この問題のねじれにより日中双方の経済にダメージを与える不買運動などが展開された。さらに日中関係の冷え込みは、民主党政権の外交失策や

³⁹ 栗原弘行『尖閣諸島売ります』、廣済堂(2012 年 10 月 11 日)を参照。

国有化などにより、戦後最悪といった事態となった。

本考察を通して尖閣諸島の歴史的経緯は、尖閣諸島が日本と中国の関係形成において極めて重要であると思われる。そもそも前述である民主党政権の外交失策は、日中関係を考察する上で尖閣諸島の歴史的経緯を認識していれば回避できた事案である。尖閣諸島の扱い方次第で日中関係は良くも悪くもなるのである。

第二に日中双方の主張を研究した。

日本の主張の根拠は、1895年から国際法に則ることで実行支配をした。尖閣諸島の魚釣島には過去に日本人が居住し、実際に経済活動をしていた記録がある。そして、当時の尖閣諸島は、1951年に日本とアメリカをはじめ連合国が署名したサンフランシスコ講和条約第3条のもと、アメリカの施政権下にあった。つまり、連合国が決めた日本の領有の及ぶ範囲に尖閣諸島は組み込まれていたといったものである。

反対に中国の主張の根拠は、尖閣を領有する根拠として永楽元年(1403年)に著された『順風相送』の書や1534年、中国の福州から琉球の那覇に航行した明の皇帝の冊封使である陳侃の『使琉球録』がある。また中国は、サンフランシスコ講和条約自体が違法であると白書で明記してあることから、問題の根本は第二次世界大戦以前の日清の時代からあることを正確に認識しなければならない。

本考察を通して日中の各主張を検証した際に、双方の主張にそれぞれ正当性があると思われる部分があった。現在実行支配しているのは日本であり、領有を主張しているのは中国である。もし日本が実効支配の力を強め、中国の主張をないがしろにする態度に出るならば、お互いの溝は埋まらない可能性が出てくる。そうした場合、経済に悪影響を及ぼすのは明白であり最悪、武力衝突が発生する懸念もある。双方の意見に説得力のある部分があるため、片一方に意見を集約することは前述の懸念を考慮する必要がある。双方が面目を保ったまま最低限妥協できる案を模索するべきであろう。

そして、第三に解決への三つの道筋を研究した。

第一に「棚上げへの回帰」では、尖閣諸島問題については後の世代で良い知恵が出るまで触れることはしないとした棚上げ路線をこれからも継承し続け、日中両国の経済の成長・発展を優先させる立場をとることであるという論である。しかし、この路線が成立した根拠は過去に日中双方の利害が一致したためである。したがって、この路線を主張する

場合は、過去の利害の一致と同様の利害があることを現在の中国に訴える必要がある。

第二に「実効支配の強化」では、問題が二つある。一つ目は軍拡が進む中国である。二つ目はアメリカが日米安保を確実に履行するか不明であるという二つの点である。中国の軍拡はアメリカに次ぐ規模となっており大変危険である。そしてアメリカは、アジアへの影響力の強大化が国益に適うので日本にも中国にも配慮した外交を行っている。したがって日本が尖閣諸島の実効支配強化を最初からアメリカの軍事力ありきで行うことは大変危険であり、ただ日米安保条約にすがるのではなく、自らの領土は自らで守るという明確な姿勢を日本政府は国内外に発信していく必要があるという論である。

第三には「日中共同開発」といった解決への道筋がある。

「日中共同開発」とは、双方にとって主権が侵害されているともとれるが、日中共同で天然資源を開発することである。そもそもの尖閣諸島問題の発端は、ECAFE のレポートにより、石油資源の埋蔵の発見が始まりである。これは尖閣諸島の領有権問題の始まりの本質は資源、エネルギー問題であるという見方である。今一度、領有権の問題を棚上げにして、まず中国と油田、ガス田の日中共同開発について交渉して取り組むべきである。つまりこの案は、第一次安倍内閣と福田康夫内閣における「戦略的互恵関係」の再確認と強化を進める案である。

我々アジアダイナミズム班が本論文に取り組むに当たり、日本のマスメディアなどの情報源に触発されたが、こうしてこの問題に取り組んでみると世の中に流布する情報と事実に若干の乖離がみられ、尖閣諸島問題の本質的が地下資源だけでなく歴史問題や国際関係といった問題を含んだ複合的要素によって成り立っていることが分かった。

これら尖閣諸島問題について研究する以前は、尖閣諸島が日本固有の領土であるといったことを当たり前に考えていた。したがって本研究では、歴史的経緯と日中双方の主張と解決への道筋を調査することで、これらの点について、我々の知識不足を痛感した。たとえば、尖閣諸島を領有する根拠が、どう正当化されているのかといったことまでは認識していなかった。そして日本側の主張では、1885年-1895年に及んで政府内部の動きに不明瞭な点が多くあり、なぜ国標を打つまでに、10年以上もかかってしまったのか明らかにすることができなかった。さらに日本が尖閣諸島に国標を打った時期は日清戦争の只中にあり、国標を打った際の戦中構成(地理的、軍事的、状況的)を細かく分析することも必要とされるであろう。また双方の国が根拠とすることが正当性を持つものなのか精査し証明す

ることもできなかった。その他にも至らない点が非常に多い。

そのため本研究では、我々の知識の浅さから詳細に深い部分を論じることができなかったと思われる箇所が多々ある。これは今後の課題としたい。

1-6:参考文献

文献

- 1. 寺島実郎『大中華圏-ネットワーク型世界観から中国の本質に迫る』、NHK 出版 (2012年)
- 2. 寺島実郎『世界を知る力』、PHP 新書 (2010年)
- 3. 寺島実郎『世界を知る力 日本創生編』、PHP 新書(2011年)
- 4. 孫崎享『日本の国境問題 尖閣・竹島・北方領土』、ちくま新書(2011年)
- 5. 金美徳『韓国企業だけが知っている 日本企業「没落」の真実』、中経出版(2012年)
- 6. 東郷和彦、保阪正康『日本の領土問題』、角川 ONE テーマ 21 (2012 年)
- 7. 栗原弘行)『尖閣諸島売ります』、廣済堂(2012年)
- 8. 菅沼光弘『この国はいつから米中の奴隷国家になったのか』、徳間書店(2012年)
- 9. 中名生正昭『尖閣、竹島、北方領土』、南雲堂(2011年)
- 10. 大前研一『「知の衰退」からいかに脱出するか? そうだ!僕はユニークな生き方をしよう!!』、光文社(2009年)
- 11. 内田樹『増補版 街場の中国論』、ミシマ社(2011年)
- 12. 与那覇潤『中国化する日本 日中「文明の衝突」一千年史』、文藝春秋 (2011年)
- 13. 池上彰『そうだったのか!中国』、ホーム社(2007年)
- 14. 菅沼光弘『この国はいつから米中の奴隷国家になったのか』、徳間書店(2012年)
- 15. 保阪 正康『歴史でたどる領土問題の真実 中韓露にどこまで言えるのか』、朝日新書 (2011 年)
- 16. 水間 政憲『ひと目でわかる日韓・日中 歴史の真実』、PHP 研究所 (2012年)
- 17. ロゴヴィスタ『ブリタニカ国際大百科事典 小項目版 2009「ポツダム宣言 (Potsdam Declaration)」』
- 18. 山本 皓一「日本人が行けない「日本領土」 北方領土・竹島・尖閣諸島・南鳥島・沖ノ鳥島上陸記」、小学館 (2007年)

- 19. 山本 皓一『日本の国境を直視する1 尖閣諸島』、ベストセラーズ (2012年)
- 20. 与那覇潤「中国化する日本 日中『文明の衝突』一千年史」、『文藝春秋』(2011年)
- 21. SAPIO 編集部『日本人が知っておくべき竹島・尖閣の真相』、小学館 (2012 年)
- 22. 戦略国際問題研究所 (CSIS) 『アジア国防費 2000~11 年』
- 23. 岩下明裕 『日本の「国境問題」 現場から考える』、藤原書店 (2012年)
- 24. 工藤 隆哉『誰にでも解る尖閣諸島と亡国の憲法第九条』、創栄出版 (2010年)

ウェブサイト

- 1. 外務省 HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html#qa02)
- 2. 中華人民共和国国務院報道弁公室「釣魚島は中国固有の領土である」(白書) http://j.people.com.cn/94474/7960430.html
- 3. 中国税関総署ウェブサイト http://www.customs.gov.cn/default.aspx?tabid=400
- 4. 外務省 HP「尖閣諸島についての基本見解」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/kenkai.html
- 5. 外務省 HP「尖閣諸島に関する Q&A」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html#qa02
- 6. 外務省 HP、「戦略的互恵関係の包括的推進に関する日中共同声明」、2008 年 5 月 7 日 http://www.mofa.go.jp/Mofaj/area/china/visit/0805_ks.html

新聞記事

- 1. 「尖閣諸島の国有化を正式決定 野田政権、関係閣僚会議で」朝日新聞電子版、2012 年9月10日
 - http://www.asahi.com/politics/update/0910/TKY201209100226.html
- 2. 「米 中国に"尖閣は日米安保内"と説明」、NHK ニュース web 2012 年 9 月 21 日 http://megalodon.jp/2012-0922-1208-08/www3.nhk.or.jp/news/html/20120921/k10 015180901000.html

文献一覧表

	大 脚一見衣						
	リベラル	中道派	保守派				
国際 (法)	「日本の国境問題 尖閣・竹島・北方領土」 孫崎 享 筑摩書房 2011/5/11	「尖閣諸島・琉球・中国―日中国際関係史」 浦野起央 三和書籍 2005/05					
	「尖閣、竹島、北方四島―激動する日本周辺 の海」 中名生 正昭 南雲堂 2011/02	「日本の領土問題 北方四島、竹島、 尖閣諸島」保坂正康 東郷和彦 角川書店 2012/2/10	「いまこそ日本人が知っておくべき 「領土問題の真実」 国益を守る「国家の盾」」 水間 政徳 PHP研究所 2010/12/1				
		「日本人が行けない「日本領土」北方領土・ 竹島・尖閣諸島・南鳥島・沖ノ鳥島上陸記」 山本 皓一 小学館(2007/5/31)	「早分かり・日本の領土問題」 田久保忠衛 PHP研究所 2007/03/20				
混合		「ニッポン人なら読んでおきたい竹島 尖閣諸島の本」 別冊宝島編集部 宝島社 2005/10					
または その他		「日本の領土」 芹田健太郎 中央公論新社 (2010/12/18)					
		「日本の国境(新潮新書)」 山田吉彦 新潮社(2005/03)					
		「ニッポンの国境(光文社新書)」 西牟田靖 光文社 (2011/7/15)					
		「誰も国境を知らない一揺れ動いた 「日本のかたち」をたどる旅」 情報センター出版局 (2008/9/25)					
	「「尖閣」劣等-釣魚諸島の史的解明」 井上清 第三書房 1996	「サンフランシスコ平和条約の盲点―アジア太平洋 地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」」 原貴美恵 溪水社 (2005/06)	「尖閣諸島灯台物語」 殿岡昭朗 高木書房 2010				
歴史	「尖閣列島・釣魚諸島をどう見るか」 村田忠き 日本橋報社 2004	「日中国交正常化」 服部龍二 中央公論新社 2011/05/25 「歴史でたどる領土問題の真実」					
歴史	「尖閣諸島―冊封琉球記録を読む」 原田萬雄 容樹書林 2006	保阪正康 朝日新聞出版 2011/08/10					
		「日本近代史」 坂野潤治 筑摩書房 2012/03/05					
		「昭和史1926-1945」 半藤一利 平凡社 2009/06/11					

2:竹島問題

グローバルスタディーズ学部4年 高木 篤

経営情報学部2年 市村 江梨果

経営情報学部2年 江成 麻衣子

2-1: はじめに

日本と大韓民国(以下:韓国)との間には、竹島(韓国名:独島)の領有権を巡って現在でも対立が続いている。2012年4月から竹島問題に関しての研究を始めたが、この間にも竹島問題に関する新たな対立がいくつも起こった。一番大きな出来事は、2012年8月10日に韓国の李明博大統領が竹島に上陸し、石碑を作ったことである。この行動に対して日本の野田首相(当時)は10日の記者会見で「極めて遺憾だ。毅然とした対応をとらねばならない」と表明した。しかし日韓両国のメディアの多くは、本来の目的は竹島を韓国の領土だと主張することではなく、李大統領の支持率を上げることだと伝えていた。自分の人気回復のために日韓の間で大きな問題となっている竹島を利用することは日本人として許せないことであるが、ここで注目したいのは日本を敵国として困らせることで人気が上がることが事実だという点である。この出来事から私たち日本人は、韓国のナショナリズムや韓国人の日本に対する感情というものを少しでも感じなければならないと思うようになった。

果たして韓国は、日本をどのような国として認識しているのだろうか。ここでキーワードとなるのが「歴史認識」である。なぜなら 1905 年に日本が韓国に統監府を置いて植民地化したことが大きく関係しており、この過去をどう捉えるかが重要だからである。したがって、両国は過去に植民地国と被植民地国の関係であったという点から、日本が他国との間に抱える別の領土問題である尖閣諸島問題と同様に複雑な背景がある。

1910年に韓国併合をしてから 100年もの歳月が経ち、また、戦後 67年が経過した現在でも竹島問題解決の見通しは一向に立たない。ではなぜ解決しないのであろうか。この「なぜ」を繰り返し問うことがとても重要であり、問題の本質が見えてくるように思われる。

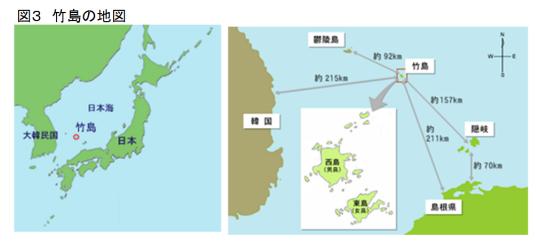
2-2:竹島問題の起点

2-2-1:竹島問題とは

竹島問題について議論する前に、まずは竹島について知る必要がある。竹島とは、どの

ような島なのか。竹島は、島根県隠岐諸島から北西に約 157 km、韓国の鬱陵島から東南東に約 92 km離れた、北緯 37 度 14 分、東経 131 度 52 分の日本海上に位置する島(図 3 参照)である。東島(女島)、西島(男島)の 2 つの小島と、その周辺の数十の岩礁からなり、総面積は約 0. 21 kmで、日比谷公園ほどの大きさである。この 2 つの島は火山島であり、見た目は断崖絶壁の岩が海面から突き出しているようである。植物や飲料水は乏しいが、竹島の周辺海域の地下資源には天然ガス層が存在すると言われている。この天然ガス層とは、「メタンハイドレート」というメタンが主成分の天然ガスが氷のように個体化した状態のもので、既存の天然ガスの埋蔵量より数十倍もあると言われている。この地下資源も、竹島問題を深刻化している一つの要因である。

竹島問題とは、竹島をめぐり日本と韓国が領有権を主張している問題である。現在は韓国が実効支配をしており、韓国側は日本との間に領土問題は存在しないと主張している。



(出所)外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html

2-2-2:竹島問題の起点

初めに竹島問題の起点を考えていきたい。1952年に1月18日に韓国の李承晩(イ・スンマン)大統領が「李承晩ライン」を宣言したことで竹島問題が始まったと考えられる。「李承晩ライン」とは、同ラインの内側の広大な水域への漁業管轄権を主張し、そのラインの内側に竹島を取り込むことで竹島の韓国への編入を発表したことである。では、なぜこのような行為をとったのであろうか。

李承晩ラインを宣布した 1952 年 1 月 18 日というのはサンフランシスコ講和条約の調印の後であり、発効の前であった。すなわち、まだ日本は連合国軍事統治下にあり、日本が主権を回復する前の方が韓国にとって有利だと考えたのである。そして、韓国側がこのよ

うな行為をとった一番大きな理由は、アメリカ政府への不満だと言える。韓国はサンフランシスコ講和会議には招待されず、自国の立場を主張することもできなかった。

また、アメリカ政府の「封じ込め政策」にも不満があったと考えられる。朝鮮戦争は現在でも休戦状態となっているが、全面戦争を避けるために38度線で封じ込めるための戦略は、北進を続け朝鮮統一を希望していた李承晩政権としては納得のいくものでなかったのである。さらに対日講和では、冷戦や朝鮮戦争が大きく影響していたことから、日本への配慮が感じられる条約になったのである。

2-3:韓国の歴史的主張

まずは日韓両国それぞれの主張を比べていく。両国の歴史的主張の違いを見ることで、両 国がこの問題で重要だと思っている部分の違いが見えてくるだろう。

2-3-1:近代以前の主張

韓国では、このような竹島に関する歴史(図 4 参照)を背景に、竹島の領有権を主張している。

図4 韓国側の歴史認識

韓国側の歴史認識

- 512年 現在の独島に当たる島を認識
- 1693年 鬱陵島争界
- 1696年 日本人の鬱陵島・独島への渡航禁止
- 1900年 鬱陵島を鬱島に改称
- 1905年 日本が独島を自国領土に編入
- 1910年 日韓併合
- 1943年 カイロ宣言
- 1946年 独島、日本の統治・行政範囲から除外
- 1951年 サンフランシスコ講和条約

(出所: 大韓民国外交通商部『韓国の美しい島、獨島』)を基に作成

独島は、6世紀初期である512年には韓国が主権を握っていた。これは、朝鮮初期に書か

れたとされる『世宗実録 地理志』(1454年)で確認することが出来る。この古文献には、武陵(鬱陵島)と于山(独島)が江原道蔚珍県に属する二つの島であることが記されている。また、この二つの島は6世紀初期(512年)において新羅(現在の韓国)に付属した于山国の領土として記されている。そのため、韓国は独島を新羅時代から統治していたということがわかる。

初めて独島が韓日の領土紛争になったのは、17世紀に起きた「鬱陵島争界」という事件である。1693年、日本人の2人が朝鮮領土である鬱陵島で不法漁業をしていたところを、安龍福(アン・ヨンボク)をはじめとする数人の朝鮮人と遭遇した。鬱陵島を自国の領土と認識していた日本人の2人は、江戸幕府に朝鮮人らの鬱陵島への渡海を禁止するよう求め、両国間での交渉が始まった。交渉の末、江戸幕府は1695年12月25日、鳥取藩を通じて「竹島(当時の鬱陵島)は因幡と伯耆(現在の鳥取県)に属する島ではない(鳥取藩答弁書)」ことを確認し、1696年1月28日、日本人の鬱陵島方面への渡航を禁じるよう指示した。これで韓日間の紛争は決着し、鬱陵島と独島が韓国の領土であることが確認された。

また、この件に関わった人物である安龍福は、鬱陵島で遭遇した日本の漁民に対し「松島は子山島(独島)であり、我が国の領土である」と述べ、日本に行き韓国の領土である鬱陵島や独島に対する日本の領土侵略に抗議したと供述している。安龍福の渡日に関しては、韓国の文献だけでなく、『竹嶋紀事』、『竹嶋渡海由来記抜書』、『因府年表』、『竹島考』など日本の文献にも記されている。さらに、2005年に日本で新たに発見された『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書』(1696年、安龍福が隠岐島に到着した際に隠岐島の官吏が安龍福を取り調べた内容を記録した文書)には、安龍福が竹島(当時の鬱陵島)と松島(独島)は江原道に属すると供述したと記録されている。

ここでの韓国の主張は、鬱陵島と独島は母子関係であり、鬱陵島が韓国領なのだから独島も韓国領だという主張である。そのため「鬱陵島争界」での結果、日本が鬱陵島への渡航を禁止したことについて、独島は鬱陵島に付属する島であるため、韓国は鬱陵島と独島を共に日本から返還されたと解釈しているのである。

2-3-2:歴史的観点以外からの主張

歴史的観点以外から見ても、独島は、地理的・国際法的にも明らかに韓国固有の領土である。独島をめぐる領有権紛争は存在せず、独島は外交交渉および司法的解決の対象にな

らない。韓国は、独島に対して確固たる領土主権を行使している。韓国政府は、独島に対するいかなる挑発にも断固かつ厳重に対応しており、今後も引き続き独島に対する韓国の主権を守っていくつもりである。

独島から最も近い韓国の鬱陵島では、天気の良い日には肉眼で独島を眺めることができる。こうした地理的な特性から、独島は歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきた。特に、鬱陵島の周辺には多くの付属島嶼があるが、天気の良い日に肉眼で見ることができるのは独島だけである。

独島問題の国際司法裁判所(ICJ)への付託に関して、日本政府の提議は司法手続きを装ったもう一つの虚偽の試みに過ぎない。韓国は独島に対する領有権を持っており、韓国が国際裁判所でこの権利を証明しなければならない理由は何一つないのである。

2-4:日本の歴史的主張

次に、日本の主張について考察する。

2-4-1:近代以前の主張

日本側はこのような竹島に関する歴史(図 5 参照)を背景に、竹島の領有権を主張している。

図5 日本側の歴史認識

日本側の歴史認識

- ・1618年 政府から渡航許可を受ける
- 1693年 鬱陵島にて朝鮮人に遭遇、安龍福ら 2人を日本に連れて帰る
- 1696年 鬱陵島への渡航を禁止する
- 1905年 竹島を島根県に編入
- 1910年 日韓併合
- 1946年 連合国総司令部により竹島を行政 停止区域に指定
- 1951年 サンフランシスコ講和条約

(出所:外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html)を基に作成

日本は古くから竹島(当時は松島と呼ばれていた)を認知していた。それは『改正日本 輿地路程全図』(1779 年)に竹島が記載されていることなど、多くの文献や地図で明らか になっている。

17世紀初期、竹島は、島根県の漁民 2人が発見し開拓を行っていた鬱陵島へ向かう途中の船繋りとして利用されていた。鬱陵島ではアシカ猟やアワビの採取、木材の伐採を行っていたが、竹島もアシカやアワビの漁獲地として利用されるようになった。竹島の領有権は、遅くとも江戸時代初期にあたる 1661 年までには確立している。

17世紀後期、「鬱陵島争界」の事件が起きる。1692年、竹島の漁民は鬱陵島で多数の朝鮮人が漁採をしているところに遭遇した。また、翌年も同じように朝鮮人に遭遇したことから、朝鮮人の安龍福ら2人を江戸幕府のもとへ連れて行くこととした。その時の状況と安龍福らの主張を聞いた幕府は、朝鮮に対し漁民の鬱陵島への渡海を禁止するように交渉した。しかし、この交渉は鬱陵島の帰属をめぐって意見が対立し、合意することは出来なかった。

これにより幕府は、1696 年 1 月、「鬱陵島には我が国の人間が定住しているわけでもなく、同島までの距離から見ても朝鮮領であると判断される。無用の小島をめぐって隣国との好を失うのは得策ではない。鬱陵島を奪ったわけではないので、ただ渡海を禁じればよい。」と朝鮮との友好関係を尊重して、日本人の鬱陵島への渡海を禁止することを決めた。だが、竹島への渡航は禁止しなかった。このように江戸幕府は鬱陵島を朝鮮の領土と認めたのであるが、竹島までも朝鮮の領土としたのではない。

20 世紀初期、日本は竹島で行われていたアシカ猟の安定を図るために、竹島を日本の領土に編入する検討を始めるのである。

日本政府は調査の上、当時の竹島に誰も住んでいなかったことや、どの国からの統治も受けていないことを確認した。これにより、1905年1月、閣議決定でこの島を「隠岐島司ノ所管」と定めるとともに、「竹島」と命名し、この旨を内務大臣から島根県知事に伝えた。この閣議決定により、日本は竹島を領有する意思を再確認し、正式に日本の領土となった。

17 世紀の「鬱陵島争界」を通じて、日韓両国の竹島領有権についての認識に大きな差が 出てしまうのである。韓国は鬱陵島争界の交渉の末、鬱陵島と竹島の両方の島の領有権を 確認したと認識している。それは韓国の主張の中にもあるように、竹島を鬱陵島の一部と 考えていたからである。一方、日本は鬱陵島のみの領有権を韓国に返還し、竹島の領有権 は日本が持っていると認識している。日本は、竹島は鬱陵島とは別の島であるとの考えか ら、このような両国の歴史認識のズレが生じてしまったのである。

2-5:両国の主張の比較

本論文を通して気づいたことがある。それは、日韓両国それぞれの解釈や主張の仕方には、大きな違いがあるということである。2-5章では、両国の主張の違いと、それぞれの主張の矛盾点を整理していく。

2-5-1:韓国の主張の矛盾点

韓国は竹島を昔から領有していたことの根拠として、古文献の竹島に関する記述を示し 主張している。例えば、韓国が新羅時代から竹島を統治していたとする根拠として、『世宗 実録 地理志』(1454年)にある記述を上げている。

「于山と武陵の二つの島が県の真東の海にある。二つの島は互いにそれ程離れておらず、天気の良い日には眺めることができる。新羅時代には于山国または鬱陵島と呼ばれた。(世宗実録 地理志、1454年)」

この一文には、于山と武陵が真東の海、つまり日本海上にあると記されている。そして、 新羅時代に「于山」と「武陵」が于山国であると認識されていたことがわかる。

さらに、『東国文献備考』(1770年)ではこのような記述があるとしている。

「二つの島で、その一つが于山である。…輿地志では、鬱陵と于山はいずれも于山 国の地であり、于山は日本でいう松島だとしている。(東国文献備考、1770年)」

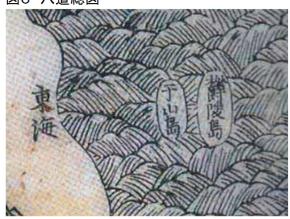
この中に出てくる「輿地志」とは、『東国文献備考』を書く際に元となった文献である。 ここでは、「于山」と「鬱陵」が于山国であると認識されていたことがわかる。 先の資料を 踏まえると、「武陵」と「鬱陵」は同じ島であり、于山国の島の一つであることがわかる。 また、「于山は日本でいう松島」という記述から、「于山」は日本で松島と呼ばれていた現 在の竹島であることが考えられる。このことから、韓国側の解釈は、「鬱陵」が鬱陵島であり、「于山」が竹島であるとしている。

しかし、この古文献は 1770 年に書かれたものであり、鬱陵島争界から 70 年近く経ってから書かれた文献である。鬱陵島争界後に、古くから竹島を領有していたという証拠を作るためにこの文献を書いたとも考えられる。そこで、「于山」が本当に竹島であるのかという疑問が生まれる。

「于山」が竹島ではないと考えられる根拠として、まずは『太宗実録』(1417年)が挙げられる。この文献では、「于山」について「于山島には86人が住んでおり、竹がよく繁り、芋を生産している」という内容の記述がある。竹島は無人島であり、竹や芋が育つような土地柄ではないのである。

また、『新増東国輿地勝覧』(1531 年)に添付された地図である「八道総図」(図 6 参照)では、于山島と鬱陵島の位置をこのように示している。

図6 八道総図



(出所)竹島問題 http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/takeshima/paldo-chongdo/

この地図では、于山島は鬱陵島より左側にある。現在の竹島は、鬱陵島から東南東の方角にあるため、地図上では少なくとも鬱陵島の右側になければならない。そのため、于山島を現在の竹島と判断するのは難しい。

さらに、韓国の竹島領有権の主張の一つとして、「天気が良い日には肉眼で独島を眺めることができる」という主張がある。これは、先の『世宗実録 地理志』(1454年)の記述も根拠の一つとしている。しかし現在の竹島は、鬱陵島から見るにはよほど高い位置に登らなければ眺めることができない。したがって、『世宗実録 地理志』に記されている「二つの島は互いにそれほど離れておらず、天気の良い日には眺めることができる」島とは、す

ぐ隣にある竹嶼(チュクソ)島ではないかと推測できる。

韓国は主張の根拠として多数の古文献をあげており、証拠を示し正当な論理で主張をしているように見えるが、韓国側の古文献の解釈には偏りがあり、古文献の記述が確実に竹島を指しているという証拠にはなっていない。見方によっては、竹島ではないとの判断もできる。そのため、領土問題が起こってから歴史を歪曲し、古文献に記されている島を竹島と解釈しているとも考えられる。その点を日本側は指摘しているが、古文献に記されている島「于山」が現在のどの島なのか明確に判断できる資料も残っていない。

2-5-2:日本の主張の矛盾点

日本の竹島領有についての主張は、主に韓国の主張に対する指摘や批判ばかりである。「韓国の主張は、ここが間違っている。だから、竹島は韓国の領土ではない。」という論調で、日本の竹島領有権を主張しているという特徴がある。そのため、日本の領有権主張の根拠となる証拠が挙げられていない。しかし韓国から、日本が韓国の領有権を認めていたとされる古文献が証拠として示されている。例えば、竹島に関して記述している最古の日本文献の一つである『隠州視聴合記』(1667年)は、日本の出雲(現在の島根県東部)地方の役人が書いたもので、竹島に関して次のように記している。

「この二つの島は人が住まない地で、高麗を眺めるのがまるで雲州から隠州を眺めるようだ。よって、日本の西北側の境界はこの州を限界とする。(隠州視聴合記、1667年)」

韓国側の解釈では、文中の「この二つの島」とは鬱陵島と竹島であり、「雲州」は現在の島根県、「隠州」は隠岐島だとしている。そして、「この州」は隠岐島を指しているとしている。こうした記述から、当時の日本は隠岐島を朝鮮半島との境界としていたと認識しており、竹島は日本の範囲から除外されていると指摘した。

また、韓国は日本の古文献にこのような記述があると主張している。明治時代、日本内 務省は、鬱陵島と竹島を地籍に含めるかどうかをめぐり、当時の日本の最高行政機関であ った太政官に提出した文書である。

「明治10年(1877年)3月20日

別紙にて内務省が伺った日本海内竹島外一島地籍編纂の件

右の件は元禄五年(1692年)、朝鮮人が入島して以来、旧政府(江戸幕府)と当該国 (朝鮮)との往復の末、最終的に本邦と関係無しと聞いているという申し立てに関 して、伺いの趣をお聞きになり、左の通り御指令をくださるよう、この段をお伺い します。

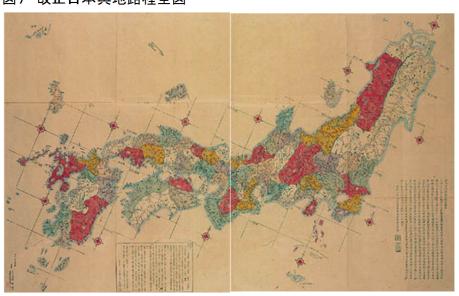
御指令案

お伺いの趣、書面竹島外一島の件は、本邦と関係無しと心得るべきこと。(太政官指令、1877年)

当時は鬱陵島を「竹島」、竹島を「松島」と呼んでいた。そのため、文中の「竹島」とは 鬱陵島のことである。韓国側の解釈によると、竹島外一島の「一島」が現在の竹島に当た るとしている。つまりこの文章では、鬱陵島争界での江戸幕府と朝鮮政府との交渉の結果、 鬱陵島と竹島が日本に属するものではない、と判断できると主張している。

さらに、日本が古くから竹島を認知していたとする証拠として上げている資料(図 7 参照)に『改正日本輿地路程全図』(1779 年)がある。

図7 改正日本輿地路程全図



(出所)竹島問題 http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/takeshima/

日本はこの地図に竹島が記載されているため、当時の日本が竹島を日本の領土だと認識

していたとする証拠として提示している。しかし韓国側の解釈では、地図上の日本本土は 赤や緑などで色分けされているが、竹島には何も色がついていない。つまり、これは竹島 が日本本土と同じ扱いをされていない、日本の領土として認識されていなかった、と判断 できると主張している。

日本はこのような韓国側の指摘に対して何も言及していない。また、これらの資料は主に韓国から提示された資料であり、日本から提示されたのではない。したがって、日本は、国内に残っている竹島に関する古文献を全て示していないのではないか、という疑問が生まれる。古文献には日本側に都合が悪い記述が多々あり、そのため日本側が古文献を使用せずに竹島の領有権を主張していると考えられる。

両国ともに共通していることは、自国において都合の悪い資料は示さず、相手国の主張を批判するような態度ばかりが伺える。そのため、竹島に関するすべての資料に基づいて論じているわけではないので、どちらも自国の主張が中途半端なままで終わっている。そして、相手国の中途半端な主張の矛盾点を指摘しあう小さな争いが続いているのである。どちらも、自国にとって良い資料も都合の悪い資料も全てを提示して、公平な立場に立って主張しなければ解決には繋がらないと考えられる。

2-6:サンフランシスコ講和条約条文の作成経緯

2-6-1:朝鮮処理に関する条文の問題点

竹島問題の起点となっている「李承晩ライン」の原因となったサンフランシスコ講和条約に関しての韓国のアメリカ政府への不満、対日講和に関する日本への配慮について考えるために、冷戦やそれに伴う朝鮮戦争が背景にあった中でアメリカ政府が中心となって作成されたサンフランシスコ講和条約条文の作成経緯を辿っていきたい。

最終的に発効された講和条約の朝鮮処理に関する条文は「第二章 領域」の第二条 a 項に書かれている。それは以下の文である。

「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対 する全ての権利、権原及び請求権を放棄する。」

この条文の問題点は大きく分けて二つある。一つ目は日本が放棄した朝鮮の帰属先、二

つ目はその地理的範囲についてである。一つ目の帰属先に関しては、そこには「朝鮮」という国はなく、そこにあるのは朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国の二つの国家である。また、どちらの政府も講和会議には招待されていなかった。二つ目の地理的範囲については、条文には「済州島、巨文島及び鬱陵島」は記されているが、竹島に関しては日本が放棄したのか、していないのかが明確に記されていないのである。では、なぜこのように曖昧で、未解決の問題の余地が残る条文になったのであろうか。

2-6-2:朝鮮領である竹島

アメリカ政府の対日領土処理の検討は戦時中の1942年まで遡る。しかし、この時は朝鮮の領土や国境問題に関しての文章であったが、日本との領土問題ではなく、半島の北側の中国やソ連との境界問題だった。

1944年12月には国務・陸軍・海軍・三省調整委員会が設置され、対日占領政策決定の中心機関となった。この時、連合軍最高司令官から出された指令の中には竹島に関するものも含まれていた。1946年1月29日の「SCAPIN(連合国軍総司令部覚書)第677号」、1946年6月22日の「SCAPIN第1033号」という両文書は日本の範囲から、済州島、鬱陵島とともに竹島を外していたが、これは最終処理ではないと記していた。しかし、1946年6月24日の草案では竹島が済州島、巨文島、鬱陵島と同様に朝鮮の領土として明記された。

大戦中から準備が進められていた対日領土処理に関しては、ジェームズ・F・バーズン国務長官の下、1946年に設置された対日講和委員会で作成された。これ以降、1951年のサンフランシスコ講和条約最終草案まで、国務省が中心となり数々の草案が作成されることになる。

そして、1947年3月17日に、マッカーサーが東京の記者クラブで唐突に対日講和を提唱 し、朝鮮放棄に関しては次のように記されていた。

「日本国は、ここに朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、竹島を含む朝鮮の全て の沖合、小岨島に対するすべての権利及び権原を放棄する。」

この条文では竹島は日本が放棄する領土として明確に示されていた。

そして、1948年8月5日に完成した次の草案では、かなり詳しい領土処理規制が示されている。この草案について地理学特別顧問であるサミュエル・W・ボックスは「多くの条約

で規定された国際水域を巡り発生した様々な紛争を念頭に置きながら、そういった紛争が 起きないように努力した」と記している。ここでは、各島の名前と緯度経度を加えた厳密 な境界画定がされている。そして、竹島が朝鮮に帰属することは変わりなかった。

しかし、1949 年頃から対日講和の動きが活発化し、状況が変わり始めた。その理由としては、朝鮮に二つの政権が誕生し、米ソ両軍は朝鮮半島から撤退していた。また、1949 年に中国に共産主義政権が誕生した。そのような中でアメリカの日本占領の終了、アメリカ軍の撤退は、ソ連の日本侵略の恐れがあった。しかし、それ以上に、アメリカ政府ではソ連にとって都合のよい条約を日本と結び、主導権を握ってしまうことが危惧されていた。

1949年10月の草案では、「朝鮮」という言葉が「朝鮮半島」に、また「朝鮮人民のために」が「朝鮮のために」という変更がなされた。これは、韓国と北朝鮮という二つの国家が成立した状況変化に対応しており、将来の朝鮮半島統一を念頭においた国名であり、この草案でも竹島を朝鮮の領土に含めることに変化はなかった。

2-6-3:シーボルト意見書

1949年11月草案は、ウィリアム・J・シーボルト駐日政治顧問にも送付され、マッカーサーと共に草案の検討を行った。シーボルトは交渉相手の感情や要求を見越して、全て満たそうとするのではなく、アメリカの利害に反する受け入れがたい提案が後々出てくることを想定して、将来の交渉用に「余地」を残しておくことが戦略的に望ましいとしたのである。

シーボルトの具体的修正案は大きく二つに分けることができる。一つ目は、線引きによって国境を定める方法は、国民に深刻な精神的不利益をもたらすため、日本を線で取り囲むのを回避し、別の方法を用いるべきだというものであった。二つ目は、竹島は日本に属するよう明記するべきとしたのである。この理由としては、この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われ、朝鮮沖合の島とみなすのは困難であり、アメリカの利害に関係のある問題として、安全保障の配慮からこの島に気象及びレーダー局を設置することも考えられるというものである。こうした修正をした理由としては、当時、冷戦が激化していた時代であり、共産主義が国際的に拡大し、中国では共産主義政権が政権を掌握したばかりであった。そして、日本は「戦略防衛の第一線」と認識されており、北朝鮮の共産主義政権が半島全体を支配する可能性も否めなかったので、日本海上にある竹島は朝鮮の領土でない方がアメリカにとって好都合だと考えたのである。

1949年12月草案では、竹島の帰属先は朝鮮から日本に変更された。また、条約締結リストに「朝鮮(大韓民国政権)」が加えられた。これは、反共産政権の国際的地位を向上させる意図があった。

2-6-4: ダレス国務省顧問と講和条約作成

1950年4月、ジョン・フォスター・ダレスが国務省顧問に就任した。そして、その年の6月に朝鮮戦争が勃発し、この朝鮮戦争が今後の条約草案に大きく影響することになる。ダレスが国務省顧問に就任してから最初の草案が1950年8月に作成されたのであるが、この草案についてダレスは「シンプルな草案」と表現した。今までの草案との大きな変更点は、条約調印国リストがなくなり、また条文では「日本の領土範囲」の項が消え、代わりに「第二章、主権」が入った。そして、緯度経度を使った国境線引きや、付属地図での表示がなくなった。また、以前の草案とは異なり、日本による領土「放棄」という表現から、朝鮮の独立「承認」という表現に変わっている。そして、「竹島」の文字が消え、以後「竹島」という文字は出てこない。

では、なぜこのようなシンプルで詳しい領土処理が明記されていない草案になったのだろうか。これが日本への配慮だと考えられる。例えば、境界線については、領土の喪失を強調させないように細かな緯度経度を使って線で囲い込むような方式は改めた。また、「放棄」ではなく「承認」という言葉を使った理由も、国際社会に復帰した日本を肯定する言葉使いだと考えられる。このようにアメリカ政府は日本に配慮し、日本に屈辱的な講和だと思われるのを避けたのである。それは、屈辱的な講和はナショナリズムに訴えやすく、ナショナリズムの高揚は共産主義の拡大に有利に作用すると考えられていたためである。続いての草案作成は1951年3月であり、朝鮮処理に関しては以下の文である。

「日本国は朝鮮、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放 棄する」

この草案では「放棄」の表現が復活し、朝鮮独立「承認」が削除された。なぜ「放棄」という表現に戻されたのであろうか。これは、朝鮮戦争によって北による統一の可能性がでてきたからであり、アメリカ軍が朝鮮半島から撤退し、敗北する恐れがではじめたからである。1月11日にダレスは朝鮮半島が共産主義によって支配されるかもしれないとの認

識を示している。また、国連決議での規定に関しては、朝鮮、台湾、南樺太、千島に関しては削除された。領土帰属問題を国連で決議すると、イギリスがすでに北京の共産主義を 事実上の中国政権と認めていたので、台湾を「喪失」する危険性があったからである。

1951年5月草案からは米英共同草案である。サンフランシスコ講和条約の共同起草国であったイギリスはアメリカとは別に独自の条約を用意していたのだが、アメリカのものとは条文の長さや領土処理など異なる点が多くあった。それでも、双方の草案を折衷し、共同草案をしていくことになる。しかし、この共同草案での領土処理はアメリカ草案がほぼ採用された。イギリス草案には緯度経度で領土範囲を示す方法や、国連決議方式がとられていたが採用されなかった。この共同作成にあたり、イギリスからアメリカ草案に対する指摘として、曖昧すぎて日本近辺の島々の主権が係争として残りそうなので、イギリス草案のように緯度経度を使って詳細な規定がある方が最善だろうと指摘していた。しかし、アメリカ側はイギリスのような詳細な規定は、日本に領土の縮小を強調してしまい、日本人に精神的不利益を与えてしまうとしてイギリスの草案を取り下げることにし、イギリスもそれに同意したのである。

そして、改訂版米英共同草案が1951年に作成された。朝鮮処理に関しては次のように書かれている。

「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵を含む朝鮮に対する全ての権利、権原及び利益を放棄する」

この草案は連合国諸国に配布され、さらなる変更提案を受けるようになっていたが、結 局最終案まで変更されず、9月に調印された条約文となる。

サンフランシスコ講和条約の朝鮮処理に関する条文の作成経緯を調べると、アメリカ政 府の日本への配慮が「精神的不利益を与えない」ことだということがよくわかる。

2-6-5:サンフランシスコ講和条約調印

1951 年 9 月 8 日、連合諸国 49 ヶ国と日本の間で講和条約がアメリカのサンフランシスコで調印された。ソ連、チェコスロバキア、ポーランドの 3 ヶ国は調印しなかった。そして、韓国と北朝鮮は講和会議に招待されなかった。アメリカ政府は韓国の参加を考えていたが、イギリスが反対したのである。なぜなら、イギリスは中国の政府を共産主義の北京政府と

認めており、日本と交戦していない韓国を招待し、中国と北朝鮮を招待しないという提案 は受け入れることができなったのである。

韓国はこの講和条約で日本からの独立を果たしたが、講和会議に招待されなかったため 自国の立場を主張することができなかった。調印前には韓国政府のアメリカに対する要求 として、竹島を含む島々をはっきりと明記して欲しいと要請したが、朝鮮領ではないと返 答されている。しかし、条文には日本領であるという記述もない。

また、韓国にとってこの条約は冷戦とともに日本にとって有利に働いているように見えた。それは、条文の作成の過程で、最終的には「竹島」という文字は消えたが、竹島が朝鮮領から日本領へと変化した点や、日本に精神的不利益を与えないように配慮した点である。実際には日本のためではなく、冷戦やそれに伴う朝鮮戦争の変化に対応したアメリカ自国のためのアジア戦略であるが、韓国にとっては日本の有利性として映った。

また、朝鮮戦争に関してはアメリカの「封じ込め政策」に不満をもっていた。アメリカ は韓国を共産主義勢力から守るために介入をしたものの、中国の介入後は北進を断念した。 これは、北進を続け、朝鮮の統一を希望していた韓国政府にとっては満足できなかったの である。

2-7:サンフランシスコ講和条約に関する両国の主張

両国は竹島が自国の領土であるということを証明するために様々な主張をしているが、 サンフランシスコ講和条約に基づいた主張もしている。長い年月をかけて作成された条文 ではあったが、最終的に紛争の余地が残る曖昧な条文となったサンフランシスコ講和条約 に対して両国はどのような主張をしているのであろうか。

2-7-1:サンフランシスコ講和条約に関する韓国の主張

最初に韓国側は次のように主張している。

1951年のサンフランシスコ講和条約は第2条(a)で、「日本は韓国の独立を認めて、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む韓国に対する全ての権利・権原及び請求権を放棄する」と規定している。同条項には、3000余りある韓国の島の中で、済州島、巨文島及び鬱陵島だけが例示的に挙げられているのであり、同条項に独島が直接的に明記されていないから

といって、独島が日本から分離される韓国の領土に含まれないことを意味するものではない。すなわち、重要な島だけを羅列したのであって、韓国には様々な島があり、そのすべての島々の名前を明記する必要はなかった。元々、アメリカの国務省第一次草案以来、サンフランシスコ講和条約の領土処理に関する文の中には、日本が放棄する対象として独島も含まれていたが、その後のシーボルトの要請によって除外された。最終的に条文に独島を明記しないよう曖昧に処理した理由としては、アメリカとは異なる見解をもっていたイギリスやオーストラリアなどの他の諸国に対する配慮である。よって、条文の言葉の背景にあるアメリカ以外の当事国の意図も考慮すべきである。したがって、1952 年に韓国が宣布した「李承晩ライン」は当然の権利を行使したにすぎない。そして、1943 年のカイロ宣言や1946 年の連合国最高司令官覚書(SCAPIN)第677 号などに示された連合国の意思を勘案すると、同条約に基づいて日本から分離される韓国の領土には当然独島が含まれると見るべきである。

上記の韓国の主張で出てくるカイロ宣言とは、1943年12月1日に連合国側が第2次世界 大戦終戦後の日本の領土に関する連合国の基本方針を明らかにしたものである。ここでは 「日本は暴力と貪欲によって奪取した全ての地域から追い出されるべきだ」と規定されて いる。この「略奪したすべての地域」に竹島が含まれると主張しているのである。

また、サンフランシスコ講和に関する韓国の一番大きな主張は、元来、サンフランシスコ講和条約では竹島は日本が放棄する領土として明確に示されていたということである。

2-7-2:サンフランシスコ講和条約に関する日本の主張

続いて、日本のサンフランシスコ講和条約に関する主張は、以下の通りである。

1951 年 9 月に署名されたサンフランシスコ講和条約は、日本による朝鮮の独立承認を規定するとともに、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定した。この部分に関する米英両国による草案内容を承知した韓国は、同年 7 月、梁(ヤン)駐米韓国大使からアチソン米国務長官宛の書簡を提出した。その内容は、「我が政府は、第 2 条 a 項の『放棄する』という語を『(日本が)朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、独島及びパラン島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を 1945 年 8 月 9 日に放棄したことを確認する。』に置き換

えることを要望するものであった。この韓国側の意見書に対し、アメリカは、同年 8 月、 ラスク極東担当国務次官補から梁大使への書簡をもって韓国側の主張を明確に否定した。

また、韓国は「SCAPIN 第 677 号」を根拠として竹島の領有権を主張しているが、最終的に調印された条文が有効である。

カイロ宣言に関しては、竹島は日本が韓国を併合する前にも日本領であったのだから、「暴力及び貪欲により日本国が略奪した」ものではない。

1952年1月、李承晩韓国大統領は「李承晩ライン」という海洋主権宣言を国際法に反して一方的に設定し、ラインの内側の漁業管轄権を主張した。更に、そのライン内に竹島を取り込み、竹島の領有権も一方的に主張した。

その後、韓国人が竹島やその周辺で漁業を行っていることが確認され、不法漁業をしている韓国漁民に対し竹島から撤去するよう要求した日本の海上保安庁巡視船が韓国官憲によって銃撃されるという事件も発生した。

日本は、韓国による「李承晩ライン」の設定以降、韓国側が行う竹島の領有権の主張に対して幾度も抗議を積み重ねた。日本は竹島問題を平和的手段によって解決するため、国際司法裁判所に提訴しようとしているが、韓国は拒否し続けている。それは韓国側の主張に説得力がないためである。

日本はサンフランシスコ講和条約に関する韓国の主張に対して反論するほか、李承晩ラインに関する被害や韓国が国際司法裁判所に提訴することを拒否していることを主張している。

2-8:結論

2-8-1:現代における日韓関係

現代における竹島問題は、日本と韓国だけの問題ではない。竹島問題において、アメリカの存在が大きいことはサンフランシスコ講和条約の検証からもよくわかる。しかし、竹島問題が起きたばかりの当時と現代では、アメリカの関わり方が異なってきている。戦後から現在にかけても両国ともにアメリカの支配構造の中に浸かっており、そして、従属的である。だが、終戦直後はアメリカの冷戦戦略として、日本を共産主義勢力から如何にして守るかが最優先事項として考えられた。冷戦が終結した現在、アメリカは「アジアでの

影響力の最大化」を最優先事項としている。そのため、日本とアメリカの間に日米安全保 障条約が結ばれているからといって、日本側の味方をすることは考えにくい。

現在の竹島問題に対するアメリカの姿勢は、どちらの側につくという意思も表示せず、 安全保障面における日韓協定、日米韓協力の推進を図るべきであるとしている。つまり、 日韓どちらの側にもつかず、両国との関係を保とうとしている。竹島問題に関与している にも関わらずアメリカがこのような姿勢を保つのであれば、日韓はアメリカを通して竹島 問題を解決することはできない。これからの日韓の関係は、アメリカがこのような姿勢を とる中で、どのように付き合っていくべきだろうか。

現代の日韓関係は歴史的な問題が存在するが、経済・文化面においては良好な関係が築かれている。韓国は中学校教科書に竹島を加え、日本に対抗する姿勢を見せた。しかし、自由貿易協定(FTA)の交渉に悪影響が出かねないなど経済の心配をしていた。そして日本も、韓国に対抗して竹島の領有権を主張した。その結果、韓国自動車市場で善戦を続けてきた日本車の販売台数が、竹島問題が緊迫化した今年2012年8月において、前年同月に比べ12.3%減少するという影響があった。歴史問題は経済・文化など日韓関係に大きく影響するため、これからは両国関係が、互いに友好的に発展していくことを優先すべきだと考える。

2-8-2: 歴史認識の相違点

日韓両国の間で、竹島問題の解決への議論が上手く進まない原因の一つとして、両国の歴史認識の違いがあげられる。これにより、竹島問題の根本の問題が議論されず、解決に向かうことができていないと考えられる。

両国の歴史認識の明確な相違点は、主に二つある。一つ目は、「鬱陵島争界」による竹島の領土帰属の解釈の違いであり、二つ目はサンフランシスコ講和条約の解釈の違いである。サンフランシスコ講和条約には韓国へ返還しなければならない領土の詳細が書かれていないため、韓国は戦後、この条約によって竹島は韓国に返還されたと解釈している。しかし、日本は韓国に返還しなければならない領土の中に竹島は含まれていなかったと解釈している。この解釈の違いが、竹島問題の発端でもある。

まずは竹島についての議論を始める前に、両国の歴史認識を同じ水準に持っていく必要があると考える。共に同じ歴史認識を持っていなければ、竹島問題の根本である問題ではなく、竹島とは直接的に関係のない歴史問題の議論にもなりかねない。日韓は竹島問題以

外にも、多くの問題を抱えているのである。そのため、竹島問題を焦点にした議論を進めるには、歴史認識の統一が必要である。

しかし、竹島とは領土も狭く、開拓がしにくい島である。断崖絶壁の岩が海上に突き出しているような、人間が住むのも厳しい島だと言える。両国にとって、このような竹島を得ることのメリットとは何であろうか。日本にとっての竹島を得ることでのメリットは排他的経済水域や大陸棚の広さに関係する海洋資源や漁業権のメリットが大きいだろう。一方、韓国も日本のような海洋資源開発や漁業のメリットもあるが、それ以上に「独立の象徴」という意味を持っている。なぜなら、1905年に竹島を島根県の一部に編入し、韓国にとって、この行為は日本による朝鮮侵略の犠牲であると認識した。また、韓国は1910年に日本に併合され日本の植民地となり、サンフランシスコ講和条約で独立を果たしたが、日本と戦争をして独立を勝ち取ったわけではない。また、独立を果たしたサンフランシスコ講和会議にも招待されず自国の立場を主張できなかったのである。

現在、日本と韓国の間では竹島問題以外にも数々の問題が存在する。それは、従軍慰安婦問題、靖国問題、教科書問題である。これらの問題を検証すると、すべて日本が韓国に対して行った植民地政策から太平洋戦争に深く関係した問題であることがわかる。1910年に韓国を併合したことにより、被害者と加害者の関係が成立し、当時の二国間の中で引き起こされた悪い部分が現在でも残っているのである。その中の竹島問題の認識に関して、日本人は尖閣諸島や北方領土を含む領土問題の中の一つとして竹島問題を考えているだろう。しかし、韓国人は従軍慰安婦問題や教科書問題などの日本に対する問題の一つとして認識しているのではないだろうか。それゆえ、日本人にとっての竹島の意味と韓国人にとっての竹島の意味が異なるのである。

歴史認識問題とは戦争や植民地政策をどう捉えるのかということである。現在の日韓両国の間で、日本の慰安婦問題をはじめとする植民地支配の責任や謝罪の認識が異なることは根本的な問題である。

現在、竹島は韓国が実行支配しているが、日本側は韓国に対して不法占拠だと抵抗している。ここで一つ言えることは、竹島は戦争をしてまでも自国の領土にする価値はないのである。さらに、戦争までは発展しなくても、両政府共に一方的な主張や批判をすることさえも価値はない。国境というものはもともと存在しないのだから、領土の拡大を考える両国にとってベストな結果というものはなく、お互いにとってベターな結果が最高の解決だろう。その結果が「妥協」となるのか、「win-win」となるかはその後の二国間、または

多国間の国際協力にかかっている。

2-9:参考文献

文献(書籍・論文)

- 1. 外務省アジア大洋州局北東アジア課『竹島問題を理解するための 10 のポイント』 (2008 年)
- 2. 菅英輝、初瀬龍平『東アジアの歴史摩擦と和解可能性-冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題』、凱風社 (2011)
- 3. 黒沢文貴、イアン・ニッシュ『歴史と和解』、東京大学出版会 (2011)
- 4. 大韓民国外交通商部 『韓国の美しい島、獨島』
- 5. 内藤正中、金柄烈『史的検証 竹島・独島』、岩波書店(2007)
- 6. 朴裕河『和解のために』、平凡社 (2006)
- 7. 原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点―アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』、溪水社 (2005)
- 8. 塚本孝「戦後における竹島問題-サン・フランシスコ平和条約における竹島の取り扱い」 (研究会メモ、2005年9月27日)

(http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima08/iken-C.data/09.pdf)

ウェブサイト

- 1. 外務省 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html)
- 2. 独島 (http://jp.dokdo.go.kr/index.do)
- 3. 竹島問題 (http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/takeshima/)

新聞記事

- 1. 「独島問題沈静化か 慰安婦問題は先行き不透明」『聯合ニュース』2012年9月4日
- 2. 「韓国、中学校教科書の地図に「独島」追加」『毎日中国経済』2012年9月6日
- 3. 「竹島問題で強硬姿勢も、不安広がる韓国政府、経済関係で戦々恐々」『東洋経済オンライン』2012年9月7日
- 4. 「竹島問題で緊張する日韓 米国は慎重な仲介を」『WEDGE』2012 年 9 月 10 日

- 5. 「韓国での日本車販売 8月に急減=独島問題?」『聯合ニュース』2012年9月11 日
- 6. 「領土紛争で韓日中 FTA 交渉に悪影響も=韓国政府」『聯合ニュース』 2012 年 9 月 26 日
- 7. 「あす韓日外相会談 独島・慰安婦問題など協議」『聯合ニュース』2012 年 9 年 27 日
- 8. 「慰安婦問題、日本は戦後 70 年たっても反省なし=韓国メディア」『サーチナ』 2012 年 9 月 29 日
- 9. 「日韓財務相会談 経済協力継続で一致」『産経新聞』2012年10月12日
- 10. 「独島問題に米国も当事国として介入を=米専門家」『聯合ニュース』2012 年 10 月 12 日
- 11. コー米国務省法律顧問「独島問題は韓日で解決を」『聯合ニュース』2012 年 10 月 12 日

文献一覧表

入III							
	リベラル	中道派	保守派				
国際 (法)	「日本の国境問題 尖閣・竹島・北方領土」 孫崎 享 筑摩書房 2011/5/11						
混合 または その他	「尖閣、竹島、北方四島―激動する日本周辺 の海」 中名生 正昭 南雲堂 2011/02	「韓国人は日本人をどう思っているのか」 朴 相鉱 新人物往来社 2010/10/13	「韓国人がタブーにする韓国経済の真実」 室谷 克実、三橋 貴明 PHP研究所 2011/6/18				
	「日本の領土問題 北方四島、竹島、 尖閣諸島」保坂正康 東郷和彦 角川書店 2012/2/10	「日本人が行けない「日本領土」北方領土・ 竹島・尖閣諸島・南鳥島・沖ノ鳥島上陸記」 山本 皓一 小学館 (2007/5/31)					
	「竹島・尖閣問題」解決の秘策 歳田 啓三 郁朋社 2007/04	「ニッポン人なら読んでおきたい竹島 尖閣諸島の本」 別冊宝島編集部					
	「独島(ドクト)/竹島 韓国の論理」 金 学俊、Hosaka Yuji 論創社 増補版 (2007/11)	宝島社 2005/10 「独島/竹島 韓国の論理」 金 学俊、ホサカ ユウジ 論創社 2004/05					
	「独島問題100間100答」韓国側から見た 竹島問題 [愼鏞度 (シン・ヨンハ) 弘益斎 新幹社 2007	「領土ナショナリズムの誕生―「独島/竹島問題」 の政治学」 玄 大松 ミネルヴァ書房 2006/12					
歴史	「竹島は日韓どちらのものか」 下篠正男 文藝春秋 2004/4/21	「史的検証 竹島・独島」 内藤 正中 金 柄烈 岩波書店 2007/4/26	「いまこそ日本人が知っておくべき 「領土問題の真実」 国益を守る「国家の盾」」				
	「歴史でたどる領土問題の真実 中韓露に どこまで言えるのか」 保阪 正康 朝日新書 2011/08/28	「日本海と竹島 日韓領土問題」 大西 俊輝 東洋出版 1998/12/31 「竹島=独島間顕入門―日本外務省『竹島』批判」	水間 政徳 PHP研究所 2010/12/1 「竹島密約」 ロー・ダニエル 草思社 2008/10 「史的解明 独島(トクト)(竹島)」				
	「続 日本海と竹島 日韓領土問題の根本資料 「隠州視聴合紀」を読む 大西 俊輝 東洋出版 2003/9/30	内藤 正中 新幹社 2008/10 「竹島=独島輪争―歴史資料から考える」 内藤正中 新幹社 2007/03	模 ヨンハ、韓 敵 インター出版 1997/06				
	「独島(ドクト)研究 韓日間論争の分析 を通じた韓国領有権の再確認」 金学俊、保坂祐二、李喜羅、小西直子 論創社 (2012/02)	「独島(ドクト)研究—韓日間論争の分析 を通じた韓国領有権の再確認」 金 学俊、保坂 祐二、李 喜羅、小西 直子 論創社 2012/02					

3:国際海洋法から見る中国と韓国

経営情報学部2年 蛭田 毅

3-1: はじめに

第 3 章の研究目的は、領土問題の基礎的知識である国際海洋法を体得すると共に、国際 海洋法という国際的な観点から各領土問題を分析することである。

アジアダイナミズム班は日本の領土問題を研究するにあたって、各国の政治問題や歴史 問題に重点を置いてきた。しかし、それぞれの領土問題は独立しており、まとめて一つの テーマに仕立て上げることは困難であった。

また、中間発表の際に、寺島学長より領土問題における知的基盤が欠けていると指摘を 受けた。領土問題という大きな問題に取り組むまえに、まずその基礎的知識を身につける 必要性を感じた。その結果、国際海洋法という国際法分野に手を広げることになった。

国際海洋法とは、海洋に関する国家間の関係を規律する法規則および原則であり、海の 資源や、スペース、環境等に関する国際公法を指している。数ある国際法の中から国際海 洋法を選んだ理由は、日本及び尖閣諸島、竹島が島であったからである。

研究当初は国際海洋法を理解することによって、それぞれの国の立場を国際法的に解釈しようとした。しかし、国際海洋法はあくまでも国際法であり、それだけでは各国の立場を国際法的に捉えられなかった。そこで、国際海洋法と各領土問題を組み合わせることにした。国際法的観点から領土問題の事例の分析を行うことによって、それぞれの国の立場を明らかにしようと努めたのである。

本来、国際海洋法から各領土問題を分析するならば、領土問題当事国からの視点だけではなく、国際的な第三者の視点から分析することが最良である。しかし、問題を分析するためには領土問題当事国の主張をある程度参考にしなければならず、その主張は多くの場合で対立している。そこで、本論文では日本、中国、韓国を主な視点とし、第三者の視点を補助的なものとして領土問題の分析を行うことにしている。

なお、国際海洋法という言葉は存在せず、実際は単なる海洋法である。しかし、海洋法では国内法と誤解されることが資料上で数多く見られたため、あえて国際海洋法とした。

3-2:国際海洋法の歴史

まず領土問題を分析する前に、国際海洋法の歴史を紐解くことによってどのような精神 を持っているのかを見てみる。

紀元前、ローマにおいて海は「万民の共有物」とされ、すべての人々に開放され、私的な所持などは禁止されていた。その考えを引き継ぐように、オランダ人のグロティウスが1609年に「自由海論」を出版し、海はすべての人類にとって自由なものであり、いかなる者も領有しないことを説いた。

ところが、16 世紀以降にはスペイン、ポルトガルといった国家が海の領有権を主張し、 独占をするようになった。また、イギリス人のセルデンが 1635 年に「閉鎖海論」を出版し た。自然法⁴⁰および慣行に基づき海洋は領有できるという考えである。

海洋の自由と領有の論争が続くが、18世紀には海洋の自由原則が一般的に広まった。そのような中、海洋の自由が適用される広い海とは別に、沿岸国が近海の狭い海域を領土の延長とし、領海の所有を主張する傾向も広まった。その主張は多くの国々にも賛同され、19世紀には海洋が狭い領海とその外側の広い公海の2つに分けられる二次元的法制度が普及した

しかし、19 世紀後半からは、領海の幅、漁業権、通航権などの争いがあり、海洋に関する国際法は多くの点において有名無実と化した。

以上のような背景から、国際社会は海洋を平和に利用するためにも、海洋に関する国際 法を条約の形で成文化し、明確化にすることを試みた。

1930年に行われたハーグ国際法法典化会議では約50か国が参加した。しかし、領海の幅が各国の主張によって異なっていたため対立が起こり、条約の採択には失敗した。

その後、1945 年に米大統領のトルーマンが行ったトルーマン宣言が行われた。これは、 大陸棚の海底と地下の天然資源に対する管轄権や沿岸の漁業を規制する水域を主張するも のであり、この宣言以来、多くの国が沿岸海域における管轄権の拡大を主張するようにな った。

1958年に第一次国連海洋法会議、1960年に第二次国連海洋法会議が行われた、しかし、領海の幅に関して、各国の主張が4海里、6海里、30海里と異なっており、同意が得られず合意に至らなかった。

しかし、200海里に及ぶ排他的経済水域の主張、大陸棚での地下資源の発見、米ソ連が海

⁴⁰物事の本性から導き出される法

軍の機動性確保のためにできるだけ広い航行の確保、などの背景から、各国は海洋の平和利用だけでなく、海洋全般にわたる秩序の構築に関心が向けられた。そして、1973年に第三次海洋法会議に話し合いが始まり、1982年に国際海洋法条約が採択された。

10 年近くの長い期間かけて採択された条約だったが、批准するのはほとんどが発展途上 国に限られ、発行に必要な 60 か国に達していなかった。その理由は、アメリカを始めとす る先進国は深海底の管理や開発に関する規定に対して反対であったからである。そのため、 1990 年から深海底制度の見直しをするための非公式協議が開かれ、1994 年 7 月に海洋法条 約 11 部(深海底)が追加採択され、同年の 11 月に発行された。日本は 1996 年に同条約と 実施に批准した。

国際海洋法の歴史とは、ナショナリズムとグローカリズムの対立、基準の違いや各種権利のために争いなど、常に問題を抱えていた。しかし、そのたびに各国が協力し、解決することによって平和的な海洋秩序が構築されてきた。それこそが、国際海洋法の精神であり、国際法的観点で分析するにあたって忘れてはならないことであると考える。

3-3:中国漁船衝突事件から見る中国

中国漁船衝突事件とは、2010年9月7日に尖閣諸島付近で操業中であった中国漁船と、これを違法操業として取り締まりを実施した海上保安庁巡視船との間で発生した一連の事件である。

この事件は尖閣諸島付近である日本の領海内で発生している。尖閣諸島付近をパトロールしていた日本の巡視船が違法操業をしている中国籍の不審船を発見、日本領海からの退去勧告を行った。しかし、中国籍の不審船は退去勧告を無視して違法操業を続行、揚網後に逃走を開始した。逃亡時に日本の巡視船に 2 隻に衝突し、破損させた。そのため、海上保安庁は中国籍の不審船に強行接舷を行い、同漁船の船長を公務執行妨害で逮捕した。中国はこれに反発し様々な報復措置を取ったが、最終的には捕まった中国人船長が開放されるという形で決着がついた。

日本と中国の領土問題が絡んだ複雑な事件であったが、この事件を各国の国際法的観点から捉えた場合、どのような分析ができるであろうか。

この件を日本の国際法的観点から捉えると、この事件が日本の領海41で起こったという点 が重要である。領海において、全ての船舶はその湾岸国の国内法令に従わなければならな い。外国船も例外ではなく、国内法に従い無害でなければ航行できないことになっている42。 今回のケースで中国籍の不審船は、日本の領海内において無許可43で操業を行っていた。 このため、中国籍の不審船の操業は違法操業であり、無害でないと判断できる。そのため、 日本の巡視船は退去勧告を行い4、中国籍の不審船の対応から逮捕するに至った。これら一 連の行動に問題はない。

しかし、これらは日本政府が尖閣諸島は日本のものであるという判断から行った行動で ある。中国の国際法的観点からすれば、尖閣諸島は中国のものであり、自国の領海内で他 国の法律が適用されたという認識である。したがって、国際法的観点といえども国によっ て解釈は大きく変わるのである。

実際に、中国政府は「尖閣諸島は中国固有の領土」という主張を根拠に、日本の主権に 基づく司法措置に抗議し、船長、船員の釈放を求めた。また、漁民の保護を目的とした漁 業監視船を尖閣諸島付近に派遣し、接続水域45に侵入、徘徊を行った。

しかし、日本は船員の開放しか行わず、19 日には船長の勾留延期を行った。そのため、 中国は日本の行動に対して「石炭関係会議の延期」、「日本への中国人観光団の規模縮小」、 「事実上のレアメタルの輸出停止」などの政府主導の報復措置を行った。ここにも国際法 的観点から見て重要な点がある。

国際海洋法は、締結国の当局が他の締結国の船舶とその乗員を抑留した場合、合理的な

一方で、領海内では沿岸国か内陸国かを問わず、全ての国の船舶のために開かれており、外国船の無害通 航権が認められている。 ⁴²領海条約によれば、通航は、平和、秩序、安全を害さない限り無害としている。海洋法条約では、領海条

⁴1領海とは、沿岸に接する帯状の海域(一般には、12 海里)であり、領海は沿岸国の主権が及んでいる。

約と同じ規定を置いた後、外国船の通航が沿岸国の平和を、秩序または安全を害する場合を列挙している。 たとえば、19条2項の外国漁船は、無害通航権を有するが、許可がなければ領海内で漁業できず、漁獲活 動を行えば、無害でなくなる。沿岸国は通航が無害でない場合は、必要な措置をとることができる。 43領海は沿岸国の主権が及ぶため、沿岸国は漁業を含む領海内の生物資源と鉱物資源に対して排他的権利が

与えられている。そのため、外国船が日本の領海内で操業する場合、日本の許可が必要になる。 44本来、日本の国内法では、外国船舶に領海内で違法操業などの疑いがある場合、漁業法に基づいて停船を

命令し立入検査の実施を求め、違反していた場合は該当する法律を根拠に、逃走した場合は漁業法違反に よって逮捕することになっている。しかし、中国との関係を考慮し、退去勧告に留めている。

⁴⁵接続水域とは、自国の領海に接続する一定の範囲の水域で、沿岸国がその領土または領海内での通関上財 政上、出入国管理上(密輸や密入国など)または衛生上の法令違反の防止と処罰のために必要な規制を行 うことが出来る水域をいう。つまり、接続水域で行使されるのは領海のような管轄権ではなく、取締権で あり、この取締権は本質的に予防的なもの(船舶が沿岸国の管轄権内に入った以後に犯罪が行われないよ うにするなど)である。また、取締権は、拿捕や湾への引致を含まないと考えるべきで、沿岸国が接続水 域を事実上、領海と等しく扱うことを防止する意味も持っている

保釈金の支払いまたは合理的な保証の提供があれば、船舶と乗員を速やかに釈放しなければならないと定めている⁴⁶。したがって、中国は国際法に従い、保釈金の支払いまたは保証の提供を行うことによって船長の釈放を請求することができたのである。実例として、日本が過去に、豊進丸事件⁴⁷・富丸事件⁴⁸など、保釈金の支払いなどで船舶や乗員の釈放を試みたことがある。

それにも関わらず、中国は国際法による解決手段に頼ることはなく、政府主導の報復措置を取ることによって問題解決を図ったのである。このことから、中国は国際法に頼らない行動方針であると考えられる。

3-4:日中韓の排他的経済水域と大陸棚

資源に関わる海洋の法的区分として、排他的経済水域⁴⁹、大陸棚⁵⁰、というものが存在する。

両者の水域は200海里を超えるなど、その範囲は非常に広く設定されている⁵¹。そのため、 他国の排他的経済水域や大陸棚と重なり合うといったことも時折発生する。そのような場

_

⁴⁶海洋法条約の73条2項に定められている。

⁴⁷この事件は、日本とロシアで保釈金の額について争った裁判である。2007 年 6 月 1 日、ロシアの排他的経済水域内で、豊進丸がロシアの巡視船に拿捕された。排他的経済水域とは、資源などの経済的に限り主権的権利を行使できる水域である。豊進丸はロシアから許可を得て操業していたが、ロシア漁業監視官が乗船検査をしたところ、許可されていない魚種の積載が確認されたため、ロシアに拘留された。日本は 7 月 6 日船舶及びに乗員の釈放を求める訴えを海洋法裁判所に提出した。提出後、ロシアは 2500 万ルーブル(1億 1500 万円)の支払いによって保釈する旨を通知した。裁判では、ロシアの提示した保釈金が適切でないと判断し、1000 万ルーブル(4600 万円)の保釈金で釈放するように命じた。

⁴⁸この事件は、富丸がロシアに没収された事件である。2006 年 10 月 31 日、富丸がロシアの臨検を受け、違法操業の疑いで拿捕された。船主に対して行政法違法裁判が行われ、同年 12 月 28 日に船体没収と罰金の判決が出された。2007 年 3 月に乗組員が釈放され、5 月に船長が保釈金を支払い、釈放された。船主は船体没収を不服として上告した。日本政府は、速やかな釈放に違反したとして、船体の返還を求めて 7 月 6 日、海洋法裁判所に提訴した。裁判所は、ロシアの国内裁判手続きが終了し、船体没収が確定しているため、日本請求の目的は失われているとして、速やかな釈放についての決定を行うことができない旨判示した。

⁴⁹海底の上部水域並びに海底およびその下の天然資源の探索、開発、保存、及び管理のための主権的権利、 経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動に関する主権的権利、などを有している水域 である。法律的には公海、経済的には領海と例えられることもある。

⁵⁰ここで使われている大陸棚は法律的な意味で使われている。湾岸国は、大陸棚に対して大陸棚を探索し、 及びその天然資源を開発するための主権的権利を行使する、などと定められている水域である。地学的な 意味では、大陸の周縁に分布するきわめて緩傾斜の海底で、傾斜の変換点をその外縁とする平らな棚状の 地形をいう。

⁵¹排他的経済水域の範囲は、領海の外側の基線から 200 海里を超えない範囲で設定が認められる水域と定められている。大陸棚の範囲は、沿岸国の大陸棚は、領海基線から最大 350 海里もしくは 2500m 等深線から 100 海里の範囲と定められている。ただし、基本的に 200 海里までとされており、それ以上の範囲を望む場合、大陸棚限界委員会の認可を必要とする。

合、お互いの水域が均等になるように境界を決定し、合意を結ばなければならない。しか し、均等といってもその概念は具体的に存在するわけではなく、境界決定方法も複数存在 する。そのため合意形成が困難になるケースも存在し、そういった場合には国際司法裁判 所に決定を委ねる必要がある。

日本の場合、韓国、中国と地理的には海洋を挟んだだけあり、国家間の距離は非常に近くなっている。そのため排他的経済水域や大陸棚の領域において、お互いに最大限の距離を主張した場合、その範囲は重なり合う。そのため、日本は韓国、中国と様々な協定を結び、排他的経済水域及び大陸棚を設定している。なぜ、境界画定を行わず、協定を結ぶに留まっているかというと、両者の間に領土問題が存在するからである。

領土問題が起こっている場合、その領土の有している領海がどの国に有しているかを判断することはできず、あいまいになってしまう。領海を有している国があいまいなままであると、領土問題の当事国である漁民同士でトラブルが発生する可能性がある。そのトラブルを回避するために、領土問題を一時棚上げし、その海域における取り決めなどの協定が結ばれるのである。

まず、日中韓の排他的経済水域について、日本と韓国の日韓漁業協定について説明する。 1965 年、日本と韓国の国交が正常化され、その際に旧日韓漁業協定が締結された。その 背景として、韓国は1951年に「李承晩ライン」を設置し、韓国軍はそれを超えた日本漁船 に対して拿捕や銃撃などを行ったことなどが挙げられる⁵²。

この旧日韓漁業協定では、漁業に関して沿岸線から12海里までの水域に湾岸国が排他的管轄権を持つと定め、それ以降の水域は原則自由に操業できるとされていた。また、取り締まりに関しては旗国主義53が採用された。

しかし、韓国の漁業能力の向上、韓国水域の資源悪化、中国船の韓国水域進出などによって、韓国の漁業者が日本の海域に進出するようになり、次第に日本の漁業民との漁業場競争などを引き起こすようになった。

また、漁業などの海洋資源に関する主権的権利を行使する水域を、基線から 200 海里とするのが世界の風潮となり、日本でも 200 海里の設定が行われた。しかし、旧日韓国漁業条約の存在から、韓国の漁船については対象外とされた。

-

⁵²日本漁船 328 隻を拿捕し、日本人 44 人を死傷 (うち 5 人が死亡) させ、3,929 人を抑留した。日本の巡 視船への銃撃等の事件は 15 件におよび、16 隻が攻撃された。

⁵³船を取りしまる場合、船舶の所有国のみが船の取り締まりを行えるという考え。

こうした中で、1982 年に国際海洋法条約⁵⁴が発効され、1984 年 1 月に韓国が条約の締約 国となり、日本でも 1984 年の 6 月に締約国となった。

日韓両国が国連海洋法条約に加盟したことにより、両国は排他的経済水域を設定するとともに、同水域でも資源管理を行う義務が発生した。旗国主義の旧日韓漁業協定では、それを十分に行うことができないため、排他的経済水域の管轄権及び資源管理を行えるような湾岸国主義55に基づく協定が必要になった。

そのため、1996 年、日韓は国連海洋法条約に沿った漁業関係を構築するための日韓漁業 実務者協議⁵⁶が開始された。

この協議において、国連海洋法条約の趣旨に沿った新たな協定を締結することについては意見が一致した。しかし、韓国は急激な変化を望まず、排他的経済水域の境界画定を行ってから漁業協定について協議するべきだと主張した。日本は境界画定には時間が掛かる一方、漁業については迅速に解決する必要があり、境界画定と漁業問題の分離を主張し、議論は対立した。

議論の進展が望めなかったため、日本は旧協定の終了通知を行い、交渉の期限を定めることによって交渉を促進しようと考えていた。日韓両国の様々な交渉の末、暫定水域の設定により境界画定と漁業協定の分離について同意されたものの、暫定水域の水域設定などで対立は続いたため、日本は1998年に協定の規定に基づき終了通知を行った。

韓国はこれに反発し、従来から行っていた北海道沖での自主規制を撤廃し、自主設定ラインでの操業を開始した。結果、日本も韓国に反発することによって交渉は停止した。

ところが、3ヵ月後の日韓首脳会議で交渉の早期再開に合意が結ばれたことにより、交渉は再開された。交渉では暫定水域の資源管理を中心に議論が進み、交渉を繰り返し行われた。そして、1998年9月25日、日韓漁業協定の日本海及び済州南部水域での暫定水域の設定、各海洋資源の管理、湾岸国主義などに関して合意がされ、翌年の1999年1月22日に発行された。

しかし、現在にも日韓両国の間には資源保有の考えに相違があり、日本の漁業関係者に は不満も少なくない。

62

⁵⁴国際海洋法条約とは海洋に関する国家間の関係を規律する領海および接続水域・公海・漁業および公海の生物資源の保存・大陸棚について法則及び原則である。なお、日本、韓国、中国など、世界各国で 160 以上の国が加盟しているが、アメリカは加盟していない。

⁵⁵船を取りしまる場合、その海域の湾岸国のみが船の取り締まりを行えるという考え。国際海洋法ではこの考えが主流になっている。

⁵⁶日韓両国の排他的経済水域の操業条件や、暫定水域の資源管理について話し合う協議。

次に、日本と中国の日中漁業協定について説明する。

第二次世界大戦後、中国は共産党と国民党の対立によって内戦状態にあったが、1949 年に共産党が勝利し、国民党は台湾に脱出することになった。こうした状況下で、日本はアメリカの考えに付随し、国民党を中国の正統な政府と承認していた。そのため、必然的に共産党との繋がりは断絶することとなった。しかし、終戦後の日本にとって、それは問題にならなかった。

ところが、1950年に朝鮮戦争が勃発し、日本は中国共産党との関係を大きく見直す必要がでてきた。この戦争は、中国共産党やソ連に支援された北朝鮮と、アメリカなどの西側諸国の国連軍に支援された韓国軍の間でおこなわれたものである。

日本は国連軍に加担し、兵站基地としての役目を受け持っていた。その結果、中国共産党と敵対することとなり、朝鮮戦争中に東シナ海上の公海において、日本の漁船、漁民が中国共産党に拿捕されるという事件が多発した⁵⁷。この事件をきっかけに、日本は中国との間に何かしらの協定を結ぶ必要性を感じた。

しかし、国交のない国同士では条約や協定を結ぶことはできなかった。そこで、日中両国は代案として民間団体に民間協定というものを結ぶようにした。数度の交渉の末に、55年に「日本国の日中漁業協議会と中華人民共和国の中国漁業協会との黄海・東海の漁業に関する協定」を締結した。協定で指定された海域は東シナ海・黄海と定め、取り締まりに関しては旗国主義に基づいている。

当初の協定の有効期間は 1 年であったが、幾度となく更新された。更新中に問題となったのは、日本漁船による中国漁業場荒しなどである。当時の日本の漁業技術は中国を圧倒していたため、中国湾岸で漁業を行い中国漁民と衝突していたのである。このため、中国漁業協会からの何度も抗議されている。

1970年代になると、アメリカはソ連を切り崩すことを目的として中国に接近し始めた。
1971年には国連総会が中華人民共和国の代表権を承認し、台湾はその権利を失った。日本もその流れに付随し、1972年には日中国交を回復し、日中共同宣言を行った。

その日中共同宣言には、「貿易・海運・航空・漁業に関する協定の締結のための交渉の合意」が含まれており、これを受けて、日中間における正式な漁業協定を結ぶための交渉が開始された。

-

⁵⁷朝鮮戦争中、50年~53年の4年間で拿捕された漁船の数はおよそ600隻,漁民はおよそ1900人にのぼる。

1975 年、旧日中漁業協定が締結された。条約の内容に関しては従来のものを引き継ぐ形となっている。しかし、最大の変化としては、日中漁業共同委員会が設置され、毎年情報交換、協定の実行状況などが話し合われたことである。また、漁業方法についても定められており、日本の乱獲などに対する対処がされている。

このように決定された旧日中漁業協定であるが、時代の経過とともに状況が変化してきた。当初は日本の漁業は中国を圧倒していたが、戸籍制度による人口増加、生産請負制⁵⁸導入及び経済発展による装備の近代化により、次第に中国の漁業は日本を越えるようになった。

また、国際海洋法条約が採択されたことにより、条約に基づいた協定への改定が必要とされるようになった。

1997 年、日中漁業協定が締結されたが、この協定は従来のものと大きく異なっている。まず、協定の対象範囲が東シナに限られた点である。従来の対象であった黄海は、中国、韓国の両国が排他的経済水域を主張し、日本が主張できる海域は消滅した。次に、取締りに関して旗国主義から湾岸国主義に変わった点である。これは国際海洋法条約に基づいた協定にしたためである。

尖閣諸島周辺については決着が着かずに問題は後送りされたが、日中両国が主張する排 他的経済水域で重なり合う水域に関しては、暫定水域を設置することで解決がされた⁵⁹。

なお、この暫定水域北部にある水域の扱いは困難であった。この水域は富んだ漁場であったが、日韓漁業条約と重複していたため、日中韓の利害が絡む水域であった。最終的には韓国の存在を考慮せず、中間水域と定め、その扱いを暫定水域と同等に扱うものとした。

時代の流れと共に変化していった日中間の漁業協定であるが、現時点でも幾つかの問題を抱えている。まず、日本が 200 海里を前提とした排他的経済水域を設定したが、その領域は広く、違法操業船の進入が増加した。また、日中漁業宣言で対象となった海域には韓国の利益と絡む海域が含まれており、課題は残されている。

次に日中韓の大陸棚について説明する。

-

⁵⁸個人の責任で生産活動を行ってよいとした制度。

⁵⁹暫定措置水域内では、いずれの国の漁船も相手国の許可を得ることなく操業することができ、各国は自国の漁船についてのみ取締権限を有する。同水域における操業条件は日中共同漁業委員会が決定する。同水域において相手国漁船の違反を発見した場合は、その漁船・漁民の注意を喚起すると共に、相手国に対して通報することができる。

大陸棚の境界画定には 2 種類ある。隣国との間の境界画定と、相対国との間の境界画定である。1958 年の大陸棚条約において、合意による決定を基本原則としつつ、合意がないときには、特別事情がない限り、向かい合う場合は中間線をとり、横に隣り合う場合は等均等距離原則を適用するとした。

日中韓の大陸棚境界線において、日本は海に囲まれており隣国とは相対関係にあるため、この関係において合理的とされる中間線を主張してきた。これに対して中国と韓国は、大陸の東南に位置して基本的にその海底は陸地の自然延長であると主張している⁶⁰。したがって、日本の主張を中国、韓国の主張と比べた場合、その主張は異なっている。

そのため、日本と韓国は 1974 年に日韓大陸棚協定を結んでいる。協定は北部と南部の 2 つに分かれて境界設定を行っている。北部については中間線を取り、南部に関してはお互いの主張する部分において重複する部分を 50 年間双方共同開発区域とした。しかし、50 年間双方共同開発地区の期限は 2024 年に迫っており、対応が迫られている。

次に日本と中国であるが、両国は大陸棚に関する扱いについて、特に取り決めはない。 ところが、中国は日中中間線上付近に存在するガス田開発を進めており、その中には日本 の主張する日中中間線を跨いでいるガス田もある。中国は境界確定よりもガス田開発を優 先しており、日本が試みている国際法に従った解決手段は無視されている。国際法に頼る だけでなく、日中の連携を強めて事態に当たる必要がある。

次に、最近の情勢について説明する。

近年、日本との間で白熱する領土問題の影響もあってか、韓国、中国のそれぞれの政府による大陸棚の延長の申請が行われた。

まず、2012 年 7 月に韓国政府は東シナ大陸棚延長申請を国連に提出した。この申請した 範囲には中国の大陸棚や日韓大陸棚協定で決められた共同開発地区の一部が範囲に入って いる。次に、2012 年 12 月に中国政府による大陸棚の延長の申請が行われた。この申請され た範囲にも日本の主張する大陸棚が範囲に入っている。

国際海洋法的にその大陸棚延長の申請が公海への延長であれば、大陸棚限界委員会⁶¹によって審議されるのが妥当である。しかし、このような他国との大陸棚境界画定には周辺国

⁶⁰自然延長論とは、大陸棚が水で覆われていても、湾岸国の支配権の及んでいる領土の延長ないし縁続きと 見なし得るという考えである。北海大陸棚事件の判例から登場した。

⁶¹²⁰⁰海里を超えて延びている区域における大陸棚の外側の限界に関して沿岸国が提出したデータ等を検討し、大陸棚延長の認可について判断を行っている。

の合意が必要となっており、申請に許可が下りることはない。それにも関わらずこのよう な申請を行った背景として、大陸棚の主導権を握ろうとしていると考えられる。

3-5:国際司法裁判所から見る韓国

2012 年 8 月 21 日、日本は韓国に竹島問題を国際司法裁判所に共同提訴することを提案したが、韓国は日本の提案を拒否した。しかし「なぜ国際司法裁判所への委託を拒否できるのか」という疑問が出てくる。韓国の行為や拒否の疑問を国際法的観点から捉えた場合、どのような分析ができるだろうか。

まず、韓国は竹島で領土問題は起こっていないという考えである。なぜなら、一般的に 領土問題を認めるということは、どちらかの領土であるか、国際法上の問題を認めるとい うことになる。それは、韓国が日本の主張を一部受け入れたということに意味を持ってい る。しかし、韓国は日本の竹島領有に関する主張を一切否定しているため、領土問題を受 け入れることができないのである。

次に、国際司法裁判所において、裁判を行うかは相互主義に基づく選択条項受諾宣言、 又はお互いの意思によって決定される。選択条項受託宣言をしている場合、選択条項受託 宣言をしている他国から裁判が義務になる⁶²。日本は選択条項受託宣言を行っているが、韓 国は行っていない。そのため、国際司法裁判所の裁判を受ける義務は存在しないのである。

以上のことから、韓国は国際司法裁判所への委託を拒否することができる。実際に、日本は過去にも竹島問題の国際司法裁判所に委託を提案したが、いずれも拒否されている。このことからも、日本は韓国が国際司法裁判所の委託を拒否することを承知していたはずである。その理由として、日本と韓国の間に領土問題があることを強調する狙いや、国民に対して強気外交を示したかったのであると考えられる。

また、韓国政府はこれに関して様々な発言を行っている。

2012 年 9 月、「法の支配」に関するハイレベル会合において国外交通商部、金星煥長官は「国際法の手続きが政治目的に利用されてはならない」と発言している。また、11 月にも、アジア欧州会議首脳会議において韓国の金滉植首相は「いかなる国も他国の領土や主

⁶²現在の国連加盟国は 193 ヶ国にもなっているが、選択条項受諾宣言をしている国は 66 カ国に過ぎない。 2/3 の国は裁判に応じるかどうかをその時に宣言することになる。日本は選択条項受諾宣言をしているが、韓国、中国、アメリカ、フランスなどの多くの国は選択条項受諾宣言をしていない。また、選択条項受託宣言によるメリット、デメリットは裁判強制の有無だけである。

権を侵害したり、歴史的な定義をわい曲したりする目的で、国際法や法治主義を乱用して はいけない」と発言している。

これらのことから、韓国は国際法が利用できないように国際法を作用させる方針であると考えられる。

3-6:国際法の姿

国際連合は、平和維持、紛争解決などのために様々な活動を行ってきており、国際法体系の整備のその一環である。すなわち、国際法とは、平和を目的とした問題解決手段の 1 つである。しかし、日本の中にはその姿を神聖視し、国際法だけで領土問題を解決しようという声があるが、それは誤った考えである。

確かに、国際法に従って行動することによって、世界的規範に従順であると姿勢をアピールできる。世界規範に従順であることは、世界各国から理性的な国である評価されることに繋がり、他国からの評価はその国との信頼関係に大きく関わってくる。また、日中韓露の様々な価値観が入り乱れる国際紛争などを、国際法という共通の価値観で照らす役割も大きい。日本は韓国、中国、ロシアと領土問題を抱えている。そのため、日本国民は全ての領土問題を把握しきれず、自国本位なナショナリズムに走ってしまう。ところが、国際法から考えることによって、各領土問題の争点が明らかになり、相手国の主張を理解しやすくなる。しかし、実行力において大きな問題がある。

国際法の判決を下す国際司法裁判所には濫用を防ぐためのセーフガード⁶³が設けられている。そのため、両当事国が裁判による判決を望まない限り、国際法による問題解決が行われることはない。中国の国際法に頼らない行動方針、韓国の国際法が利用できないように国際法を作用させる方針など、片方の当事国が裁判に従順しない立場を取った時点で、日本は国際法による解決手段を望むことができないのである。

また、国際司法裁判所で裁判が行われたとしても、その判決に絶対的な強制力があるわけではない。1986年にニカラグア事件というものがあった。以前は選択条項受諾宣言をしていたアメリカが、ニカラグアの反政府組織に武器供給などの支援を行っていたため、ニカラグアに武力侵攻を訴えられた。ニカラグアも選択条項受託宣言をしていたため、強制的に裁判が起こり、アメリカは集団的自衛権を主張したが敗北した。この結果、アメリカ

⁶³選択条項受託宣言などの安全装置のこと

は選択条項受諾宣言を撤回し、さらに国際司法裁判所の判決を受け入れず、反政府組織への支援を続けた。安全保障理事会で国際法順守すべきと決議が行われようとしたが、アメリカが拒否権を発動した。

また、2012年11月、国際司法裁判所はニカラグアとコロンビアの領土及び領海問題において、領土はコロンビアに有利な判決を下したが、領海はニカラグアに有利な判決を下した。コロンビアはこの判断を不服として、国際司法裁判所の管轄権を定めた国際条約からの脱退を表明し、争点となった海域に海軍を派遣した。

以上のことから、国際法だけで領土問題を解決することは困難である。国際法は世界に対するアピールとして使うべきであり、領土問題の解決には、外交、経済などの努力によって関係を修復し、当事国同士で話し合うことが重要である。国際法は平和解決と理念には素晴らしいものがあるが、万全な紛争解決手段ではなく、国際法は国家の主権を超えることができないと考える。両者の当事国が国際法による平和的な解決を望んだときに、国際法はその効果を発揮する。

3-7:参考文献

- 1. 島田征夫・林司宣「国際海洋法」p6~p15 p91~p93 有信堂(2010 年)
- 2. 「境港漁業調整事務所 日韓漁業協定が締結されるまでの簡単な経緯」

(http://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/kyoutei_teiketu.html) 2012年12月14日

3. 「日中漁業協定概説」

(http://www.e.okayama-u.ac.jp/~taguchi/ronbun2.htm) 2012年12月15日

4. 「末吉文の平和研究室」

(http://blog.goo.ne.jp/sueyoshi_1973/e/344aa1217fa9eb1f7eb2c3520709784d) 2012年12月20日 文献一覧表

	人 版一見衣							
	リベラル	中道派	保守派					
国際(法)		「よくわかる国際法」 大森正仁 ミネルヴァ書房(2008年)	「これならわかる日本の領土紛争 : 国際法と現実政治から学ぶ」 松竹伸幸 大月書店 (2011年)					
		「世界一わかりやすい国際法入門」 尾崎哲夫 ダイヤモンド社(2005年)						
		「図説国際法」 西井正弘 有斐閣(1998年)						
		「国際海洋法」 島田征夫、林司宣 有信堂高文社(2010年)						

4:アンケート(日中韓三カ国の大学生意識調査)

経営情報学部2年 長間 裕一

4-1:アンケート概要

アジアダイナミズム班は、学生の目線で領土問題を考察していく過程で、アジアダイナ ミズム班以外の学生は領土問題に対してどのような認識を持っているのか。また、尖閣諸 島・竹島の当事国である日中韓・台湾の学生の領土問題に対する認識は同じであるのかとい う疑問に行き当たり、尖閣・竹島の当事国である学生にアンケート調査を 2012 年 9 月~11 月に実施した。

アンケートの目的は、一般学生が領土問題に対してどのような認識を持っているのか。 また当事国である国の学生の領土問題に対する認識に違いがあるのかということを調査す ることである。

アンケートを実施した人数は、日本人学生 85 人、中国人学生 20 人(うち日本への留学 経験者6人)、韓国人12人の計117人である。

アンケート内容は以下のとおりである	
日中韓の学生の領土問題に対する意識調査アンケート	
1. 領土問題に関心がどの程度ありますか	
①すごく興味がある ②ある程度興味がある ③どちらかというと興味がない ④全	く興
味がない	
2. 尖閣諸島(中国名:釣魚島)の領土をどこの国の領土だと思いますか	
①中国 ②台湾 ③香港 ④日本 ⑤どれらでもない ⑥その他 ()
なぜそのように思いますか	
(
3. 竹島(韓国名:独島)の領土をどこの国の領土だと思いますか	
①韓国 ②日本 ③どちらでもない ④その他 ()	
なぜそのように思いますか	
(
4. あなたは領土問題についてどのような頻度で学ぶことがありましたか	
①週に一回 ②月に一回 ③年に一回 ④数年に一回 ⑤全くなし	

5. 領土問題についてあなたはどのように学びましたか (複数選択可)							
①テレビ放送 ②新聞・雑誌 ③関連書籍 ④ネット記事や書き込み ⑤その他							
6. 自国の領土問題において、署名や募金をしたいと思いますか							
①yes ②no							
7. 領土問題において日本にどのような感情をもっていますか							
①好意的 ②どちらかというと好意的な感情 ③普通 ④どちらかというと嫌悪的な感情							
⑤嫌悪的 ⑥特になし							
8. 領土問題において韓国にどのような感情をもっていますか							
①好意的 ②どちらかというと好意的な感情 ③普通 ④どちらかというと嫌悪的な感情							
⑤嫌悪的 ⑥特になし							
9. 領土問題において中国についてどのような感情をもっていますか							
①好意的 ②どちらかというと好意的な感情 ③普通 ④どちらかというと嫌悪的な感情							
⑤嫌悪的 ⑥特になし							
10. 自国の領土問題をたとえ武力衝突になっても、解決したいと思いますか							
①yes ②no							
なぜそのように思いますか							
(
11. 最近領土問題に関するトラブル(ex韓国の大統領訪問(竹島上陸) 香港活動団体							
の尖閣諸島上陸)が勃発していることについてどう思いますか							
(
12. 領土問題を国際司法裁判所 (ICJ) に委任することについてどう感じますか							
(
13. 日本に留学して、領土問題の認識は変わりましたか							
① yes ②no							
なぜそのように思いますか							
(
14. あなたにとって竹島・尖閣諸島とは何ですか?							
(
なぜそのように思いますか							
(

15. 尖閣諸島・竹島問題は日本・中国 (台湾・香港を含む)・韓国だけの問題だと思いますか。また、米国の存在をどう認識されていますか。()

4-2:質問ごとの分析

質問1:領土問題に関心がどの程度あるか

質問 1 においては、アンケートを実施した月が、韓国の李明博大統領の竹島訪問後であると同時に、日本政府の尖閣諸島の国有化に対する中国国民の反日デモ後であった。このように、最もタイムリーな時期であったため、領土問題に対してすごく興味がある・ある程度興味があると回答した日中韓学生はともに、70%を超える結果が出た。

質問2:尖閣諸島(中国名:釣魚島)はどこの国の領土だとう思うか

質問3:竹島(韓国名:独島)はどこの国の領土だと思うか

質問2と3において、日中韓の学生それぞれ、自国の領土であるという回答がもっとも多かった。興味深かったのは、尖閣諸島において第三国の立場である韓国の学生の83%がどちらでもない・その他と回答し、その理由の多くが、「判断がつかない・良く分からない」であったことである。このことから、韓国の学生は、尖閣諸島で日中が揉めていることは知っているが、日中がそれぞれどのような主張をしているかということまでは、理解していないように思われる。

また竹島において第三国の立場である中国の学生の 70%も、どちらでもない・その他と回答し、その理由の多くが質問 2 と同様に、「判断がつかない・良く分からない」など、竹島で日韓が揉めていることは知っているが、日韓がそれぞれどのような主張をしているかということまでは、理解していない。これらのことから、隣国でさえも領土問題があることは分かっているが、尖閣や竹島の知識や歴史的経緯を知らない。つまり、国際的に見れば尖閣・竹島問題すら分からない、分かっていたとしても知識や歴史的経緯を知らないのが一般的ではないかと思われる。

このことを頭に入れて、現在中国の国営放送である CCTV が世界に散らばっている中華系の人々やアジアやアフリカの途上国などにパラボラ・アンテナを寄贈して、視聴範囲を広げているということについて考えてみる。そこでは、当然中国側からみた尖閣の内容が放送されている。もし、尖閣の知識や歴史的経緯を知らない人がこの CCTV の尖閣の放送を見た

場合、CCTVによる尖閣の放送内容が尖閣の事実であるとの誤解を招く恐れがある。よって、 日本は「尖閣諸島は日本固有の領土である」発言を繰り返すのではなく、日本の考えと尖 閣の歴史的経緯を交えて国際社会に発信する必要がある。

同じく質問2において予想と反していたのは、日本人学生の24%がどちらでもないと回答したことである。理由としては、「係争中であるから・よく分からないから・日中双方の主張にある程度の根拠がある(もしくは双方ともに主張が信用できない)・共同管理にすべき」などが挙がった。このことから、日本政府が尖閣諸島に領土問題はないとする主張は、学生に浸透していない可能性がある。

また、質問3でも同様に日本人学生の25%が回答したどちらでもないという回答の理由も質問2と同様に「係争中であるから・よく分からないから・日韓双方の主張にある程度の根拠がある(もしくは双方ともに主張が信用できない)・共同管理にすべき」などが挙がった。なお、先ほど質問2で尖閣諸島の領有について、どちらでもないと回答した21人の学生のうち、竹島の領有についても、どちらでもないと回答した学生は61%である13人であるように、質問2と質問3が同一の答えになる学生が多い。

質問10:武力を用いてでも領土問題を解決したいと思うか

質問 10 において、日本の学生の約 88%は、「NO」と回答したが理由の多くは、「戦争を起こしてはならない・話し合いで解決すべきである」であった。「YES」と回答した日本の学生の理由としては、「相手国が武力を用いた場合は必要である」など、あくまでも相手国が仕掛けてきた場合は必要であるという考えがあると思われる。

一方、「YES」と回答した中国の学生の理由は「武力衝突を行わなければ、この問題は解決しない」など「YES」と回答した中国の学生は、この問題を解決するためには、武力解決しかないというものであった。「NO」と回答した中国の学生は、日本と同じ考え方であった。

韓国の場合は、韓国が竹島の実行支配しているため武力衝突が起こりうる場合、日本が 先に武力攻撃を仕掛る場合であると判断したために回答した韓国の学生の約 90%が「YES」 と回答したと思われるが、理由として「韓国の土地であるから当然である」など武力を用 いて領土問題を解決することに意図はないという考えがあると分析していて感じられた。 日中韓で比較すると日本の学生が一番、穏健な考えを持っていると思われる。その要因は 軍隊を持つ国と待たない国で育った環境の差であると考えられる。 質問 12: 国際司法裁判所に領土問題を委任することについてどう感じるか

質問 12 において、回答した日本学生の約 85%が国際司法裁判所に領土問題を委任することに賛成的な意見を述べでいた。

一方で回答した中国学生の約 70%が国際司法裁判所に領土問題を委任することに否定的な意見であった。理由としては「明確に中国領であるから、国際司法裁判所に委任する必要ではない」が否定的意見の半分を占めていたが、注目する理由として、「国際司法裁判所は客観的に判断できない又は信頼できない」という反対意見があった。 賛成的な意見であった中国学生の理由も「公平で客観的ならば国際司法裁判所に委任しても良い」とするのがほとんどであった。

韓国の学生の場合も、中国と同様に否定的な意見のほとんどが「韓国領であることが明確であるため、国際司法裁判所に委任するべきではない」とする理由であったが、数名が「国力によって、国際司法裁判所の判断が変わるや日本の意見を重視する」とする意見を述べていた。

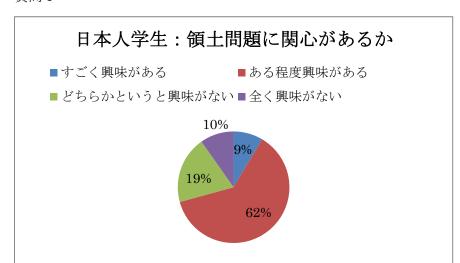
このことから、中韓の学生はそれぞれ、自国の領土であることが明確であるから、国際司法裁判所に委任する必要がないと考えると同時に、国際司法裁判所が本当に公平に客観的に判断するのかということを疑問に感じている。また国際社会において、今はまだ日本の方が優位に立っていると考えている中韓の学生が少なからずいることが分かる。このことから、日本の学生の多くが国際機関は公平であるという考え方が前提であるが、中韓の学生、特に中国の学生の場合、国力の差で国際機関の判決が変わるという考え方があることが印象的である。

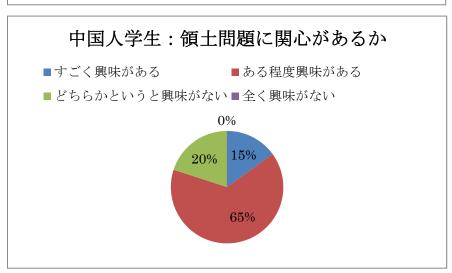
質問13:日本に留学して領土問題に対する認識が変化したか

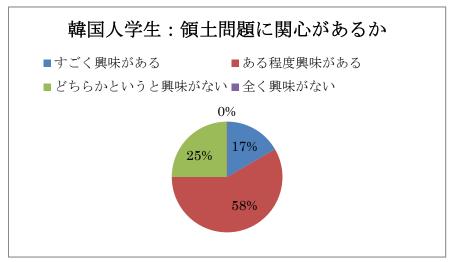
質問 13 において、6 人中 4 人の学生が留学経験で領土問題の認識への変化はないと回答した。しかし、残り 2 人の学生の意見として「留学前よりも領土問題に対して知識が膨らみ、意識するようになった。留学前は自国の利益だけで領土問題を考えていたが、だんだんと公平的で自分の目で領土問題を考えている。」などが挙がっているため、自国と領土問題で揉めている国に留学した場合、認識が変化するまではいかないが、領土問題に対して知識や関心が高まるのではないかと考えられる。

アンケートのグラフ

質問1



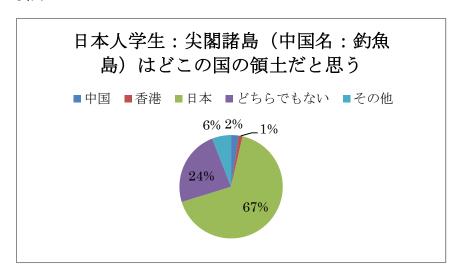


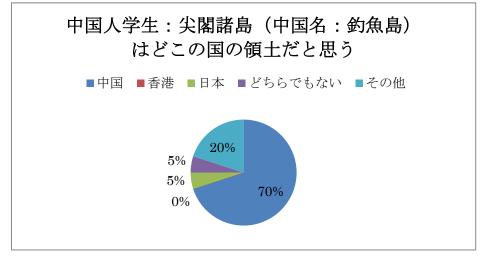


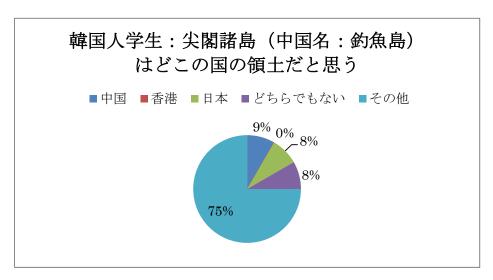
国籍別の領土問題に対する関心の可否について

国籍	すごく興味がある	ある程度興味 がある	どちらかとい うと興味が ある	全く興味がない	合計
日本	7	51	16	8	82
中国	3	13	4	0	20
韓国	2	7	3	0	12
合計	12	71	23	8	114

質問 2

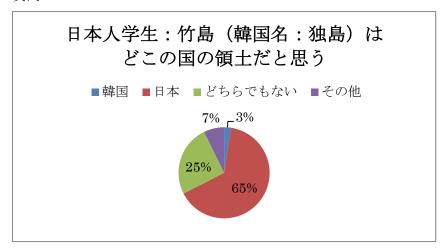






国籍別の尖閣諸島(中国名:釣魚島)の領有国について

	国籍	中国	香港	日本	どちらでも ない	その他	合計
	日本	2	1	56	20	5	84
	中国	14	0	1	1	4	20
	韓国	1	0	1	1	9	12
I	合計	17	1	58	22	18	116





0% 10%

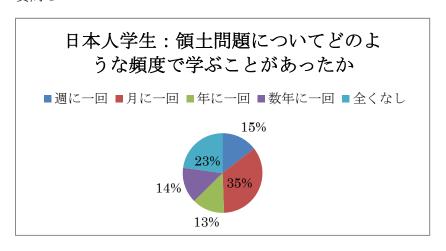


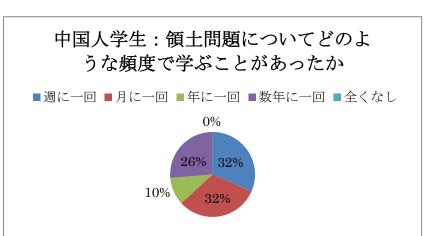
100%

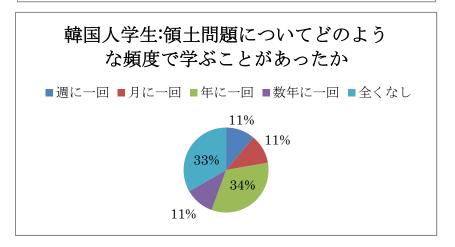
国籍別の竹島(韓国名:独島)の領有国について

国籍	韓国	日本	どちらでも ない	その他	合計
日本	2	54	21	6	83
中国	6	0	2	12	20
韓国	12	0	0	0	12
合計	20	54	23	18	115

質問4

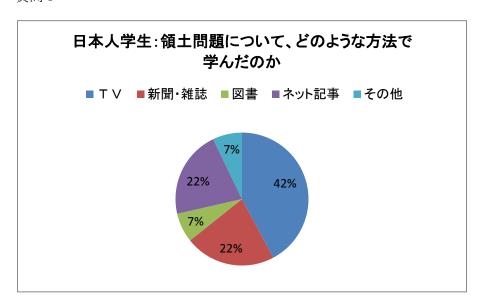


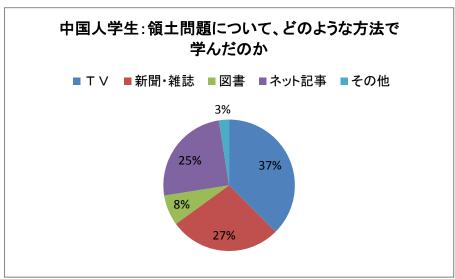


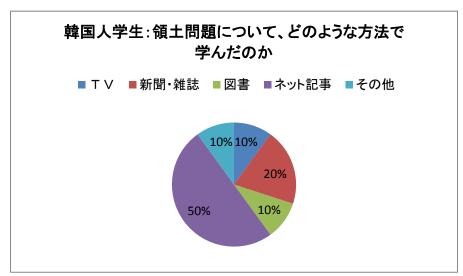


国籍別の領土問題について学ぶ頻度の可否について

国籍	週に一回	月に一回	年に一回	数年に一 回	全くなし	合計
日本	12	29	11	12	19	83
中国	6	6	2	5	0	19
韓国	1	1	3	1	3	9
合計	19	36	16	18	22	111



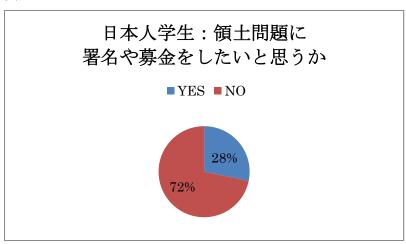


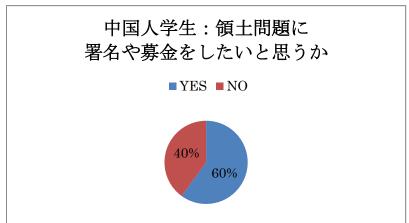


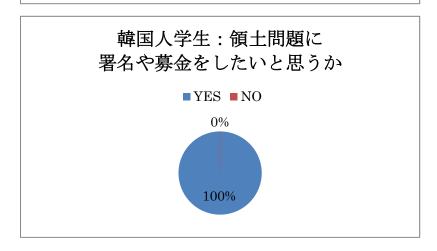
国籍別の領土問題を何で学んだかの可否について

国籍	テレビ放送	新聞·雑誌	関連図書	ネット記事	その他	合計
日本	65	34	11	33	11	83
中国	15	11	3	10	1	20
韓国	1	2	1	5	1	8
合計	81	47	15	48	13	111

質問6

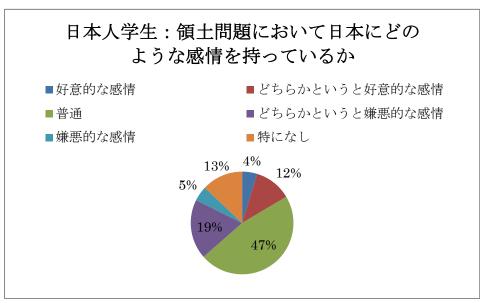


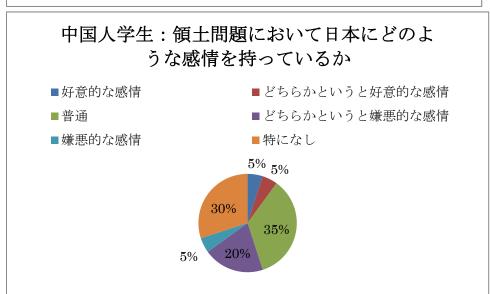


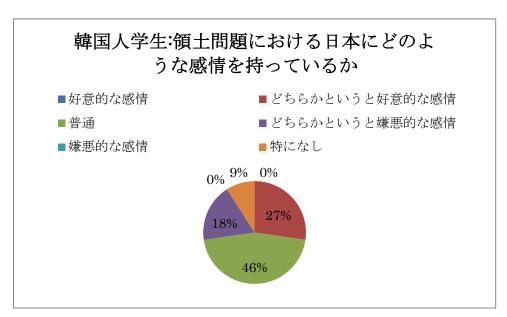


国籍別の領土問題に署名や募金をしたいか

国籍	YES	NO	合計
日本	24	61	85
中国	12	8	20
韓国	12	0	12
合計	48	69	117

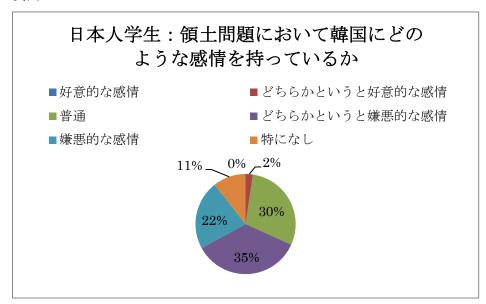


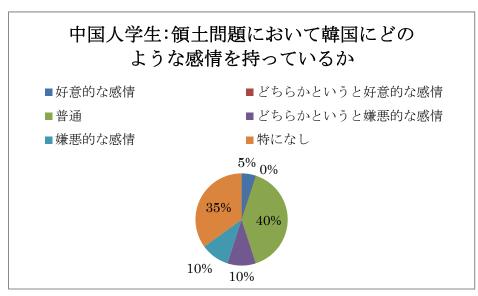


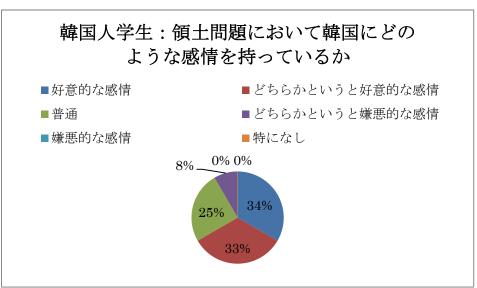


国籍別の領土問題における日本への感情

国籍	好意的な 感情	どちらかと いうと好意 的な感情	普通	どちらかと いうと嫌悪 的な感情	嫌悪的な 感情	特になし	合計
日本	4	10	40	16	4	11	85
中国	1	1	7	4	1	6	20
韓国	0	3	5	2	0	1	11
合計	5	14	52	22	5	18	116

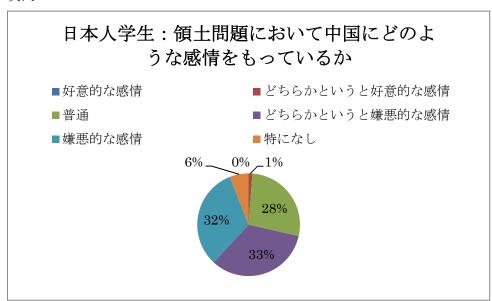


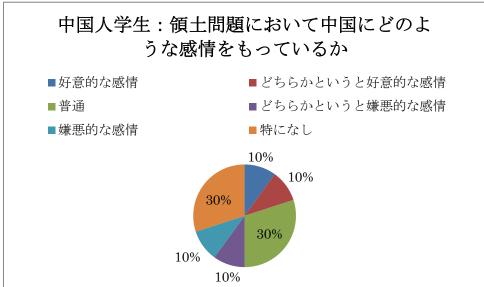


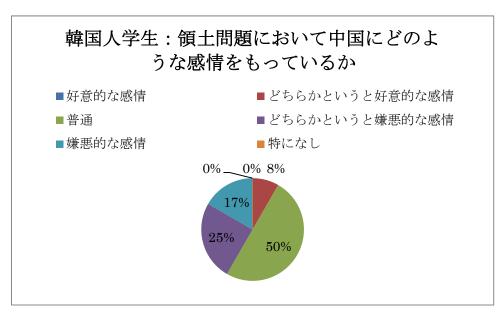


国籍別の領土問題における韓国への感情

国籍	好意的な 感情	どちらかと いうと好意 的な感情	普通	どちらかと いうと嫌悪 的な感情	嫌悪的な 感情	特になし	合計
日本	0	2	25	30	19	9	85
中国	1	0	8	2	2	7	20
韓国	4	4	3	1	0	0	12
合計	5	6	36	33	21	16	117



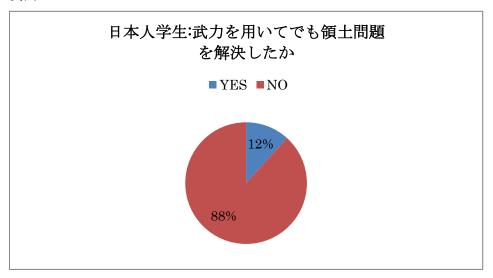


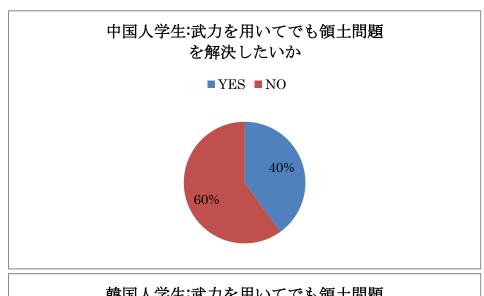


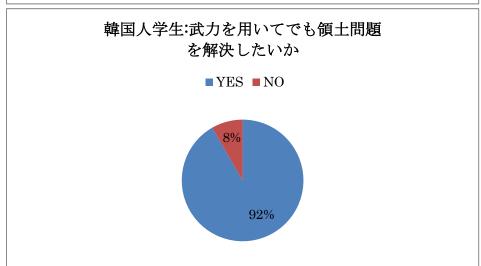
国籍別の領土問題における中国への感情

国籍		どちらかと いうと好意 的な感情	普通	どちらかと いうと嫌悪 的な感情	嫌悪的な 感情	特になし	合計
日本	0	1	23	28	27	5	84
中国	2	2	6	2	2	6	20
韓国	0	1	6	3	2	0	12
合計	2	4	35	33	31	11	116

質問 10



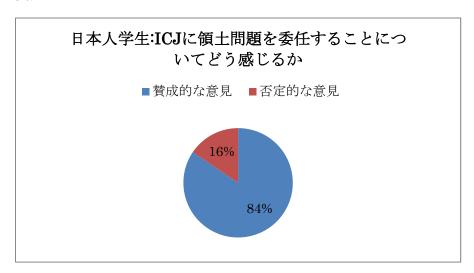


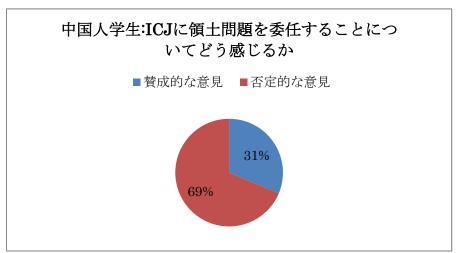


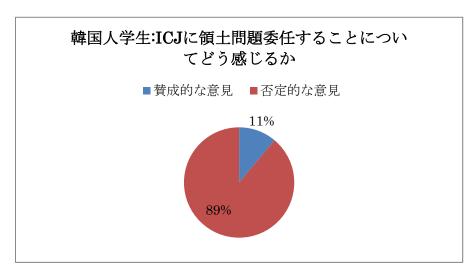
国籍別の武力による領土問題解決の可否について

国籍	YES	NO	合計
日本	10	75	85
中国	8	12	20
韓国	11	1	12
合計	29	88	117

質問 12



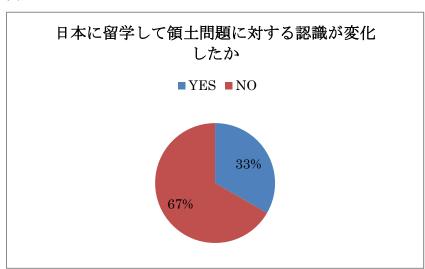




国籍別の ICJ に領土問題を委任についての可否

国籍	賛成的な 意見	否定的な 意見	合計
日本	49	9	58
中国	5	11	16
韓国	1	8	9
合計	55	28	83

質問 13



留学生の領土問題の認識の変化の有無について64

国籍	YES	NO	合計
中国	2	4	6
合計	2	4	6

4-3:アンケートのまとめ

日中韓の学生のアンケートを分析してみて、まず感じられたことは日本の学生の多くは 尖閣・竹島に対して、あまり身近に感じず、資源など国益のために奪われてならないという 考え方が多い。韓国の学生の場合は、竹島に対してとても身近に感じているとともに独立 の象徴である神聖な島であるという考えが強く、竹島が韓国のアイデンティティであるか のようである。尖閣諸島に対する中国の学生の考え方は、日本の学生のように身近に感じ ず、資源など国益のために奪われてならないという考え方が半分、もう半分は身近には感

_

⁶⁴質問 5 は多重回答である。無回答・不正回答はグラフに反映していない。質問 11. 14. 15 は記述式のため、グラフ化していない

じてはいないものの、韓国の学生の竹島に対する感情のように尖閣に対してアイデンティ ティのようなものを抱いているかのように感じられた。

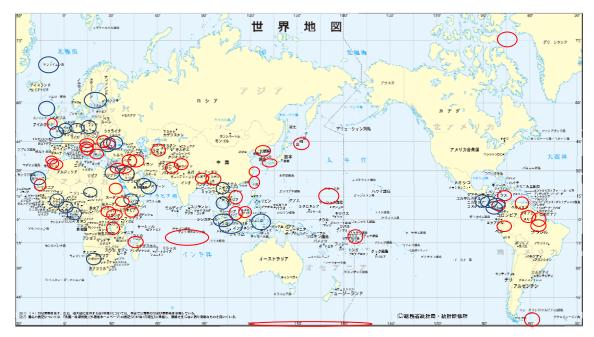
このアンケートを行って、分析しただけでも日中韓の学生の考え方の違いが多々見られた。(それらは以下の質問ごとの分析に記述)。その考え方の違いから、日中韓が互いに誤解しあっているためこの問題が大きくなっているように感じられる。2012 年 9 月の日本政府による尖閣国有化を受けて中国国内で反日デモが起こったが、これは日本政府の意図が中国政府や中国国民に誤解されたために起こったと一部のマスコミで報じられていた。

こうした誤解は現在、日中韓では、対立している国の主張や自国の領土主張の根拠の矛盾点などを発信しづらくなっていることに問題があると考える。そのため今後、日中韓の学生の交流を活発にし、対立している国の学生とオープンに領土問題に対して議論できるようにすることで、領土問題で対立している国の考え方を知ることが出来きるようになり、一方的な感情論でこの問題を考えることはなくなるのではないか。そうすることでこの問題を解決まではいかないものの、問題を小さくすることが可能である。

また、日中韓での領土問題に対してどのような教育をしているかということを調べることで、より相手国がどのように領土問題を捉えているかが分かるのではないか。また、領土問題が起きている周辺国に対して尖閣と竹島について同様のアンケートを用いることで、国際社会が尖閣と竹島についてどのような考えを持っているかが分かり、この問題の本質が見えるのではないかと思われる。

5:世界の領土問題

経営情報学部2年 山口 洋佑



※青:解決 赤:未解決

※出典:総務省統計局・統計研修所より加工

世界の領土問題は今日、解決・未解決を含め 85 ヵ所存在する。そのうち 32 ヵ所は解決しているが、残りの 53 ヵ所は未解決のままである。未解決事例のほとんどは互いの主張を譲らず、認めず、膠着した状態が続いている。

なかには中ソ国境紛争、印パ戦争、中東戦争など戦争にまで発展してしまったものも数多くある。しかし、このような戦争に発展しても火種を残すだけであり根本的な解決にはならないことは明白である。

戦争で一時占有しても結果的には領土として占有できるということにつながらないこと は過去の事例が物語っている。

そこで、世界の領土問題解決事例から各国のリーダー達がどのように戦争という悲惨な 争いを避け、解決してきたか探っていくことが必要だろう。

解決方法は、現時点では以下7つの事例がある。

1「島を岩と認めて領土問題は存在しない」、2「中立地帯として解釈する」、3「分割して 領有する」、4「領有権は認めないが統治権は認める」、5「譲渡する」、6「相手の領有権を 認める」、7「国際司法裁判所で解決」である。

国際司法裁判所で解決された事例は、解決事例32ヵ所のうち16ヵ所である。

1つ目の「島を岩と認めて領土問題は存在しない」とする事例は、ロッコール島のように 国際海洋法条約 121 条 3 項にある「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することので きない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。」という条文をイギリスが受け入れ、 解決したというものである。

2 つ目の「中立地帯として解釈する」とする事例は、ラフハジュイマ(イラク・サウジア ラビア間)やアウジャ(イスラエル・エジプト間)というものがある。

3つ目の「分割して領有する」とする事例は、ドイツ・ポーランド間のオーデル・ナイセ線がある。4つ目の「領有権は認めないが統治権は認める」とする事例は、オーランド諸島の事例がある。5つ目の「譲渡する」とする事例は、コーン諸島のようにアメリカが99年の租借権を破棄し、ニカラグアに返還するといった事例やスワン諸島のようにアメリカがホンジュラスに譲渡するといった事例がある。6つ目の「相手の領有権を認める」とする事例は、サンアンドレアス島・プロビデンシア島のようにニカラグアがコロンビアの統治権を認めるとした事例がある。7つ目の「国際司法裁判所で解決」とする事例は、クリッパートン島事件のように第三国が仲介人として入り、国際司法裁判所の判決により解決するというものがある。

また、「棚上げ」、「先送り」のように「解決しないことが解決」という方法があることも 認めなければならない。お互いに領土問題に対して「暗黙の了解」とすることも火種を生 まない一つの方法であることは今回の尖閣・竹島問題による国際関係の悪化からうかがえ る。

解決例はいずれも互いの主張を考慮し、歩み寄る姿勢を見せることによって解決している。領土問題の解決に向けての第一歩はお互いの主張に耳を傾けることである。

結びに

日本が抱える領土問題は植民地政策、太平洋戦争、冷戦構造などが関係する複雑な問題である。しかし、ここ 10 年余りのアジアの急成長を考慮すると、早急に解決することが各国にとって政治的にも経済的にもメリットが大きいと考えられる。

問題を解決しようと努めることは重要であるが、武力衝突だけは起こしてはならない。 本論文で行ったアンケートでは、領土問題について韓国人や中国人からはアイデンティティのような意識を感じたという結果が出たことから、歴史認識の問題とも言える。よって、武力衝突で領有権が定められても根本的な解決にはならないと考える。また、平和的な解決の手段として国際海洋法があげられるが、国際法は国家の主権を超えることができないという結論に至った。

世界の領土問題の事例を調査すると、解決・未解決を含め 85 か所存在し、その中の 32 か所は解決済みであることが分かった。また、その 32 か所の解決方法を分析すると 7 つの解決方法であった。恐らく、竹島問題、尖閣諸島問題もこの 7 つのいずれかの方法で解決することができるのであろう。しかし、この 7 つ全ての解決方法の共通前提としてその根底に存在し、且つ、最も効果的な解決方法が 1 つある。それは、互いの主張を尊重し、歩み寄ることである。しかしながら、現在の日韓、日中の動向を見ていると相手国の主張を理解しようともしていない。歩み寄るどころか相手に耳も傾けていないのである。竹島問題、尖閣諸島問題は共に歴史認識の差異から生じる問題であることから、時間をかけて何度も話し合いを続け、1 つ 1 つ共通の歴史認識を作り上げていくことから始めるべきだと考える。

本論文では歴史と国際法の観点から調査し、現代における国々の立場、そして国際海洋 法を理解したことで正確な事実関係を把握し、さらにアンケート分析を行ったことで各国 の領土問題に対する認識の違いを実感した。そして、これらの研究を踏まえて問題解決の 糸口を探すことができた。しかし、問題を解決する結論まで至っていないことが課題であ る。さらに、アンケートに関してはアメリカ人や大中華圏(中国、香港、台湾、シンガポ ール)の人にもアンケート調査をすることや、中国や韓国では領土問題についてどのよう な教育を受けているのかを調査することも必要である。

2012 年は日本、韓国、中国すべての国のリーダーが代わった年になった。アジア諸国の経済発展が著しい中で領土問題は国際協力の妨げになっていることは明らかである。この

問題を後世に残さないためにも、各国の新しいリーダーは近隣諸国との相互関係を保つことで本当の意味での国益となる解決を導かなければならない。

平成 25 年 1 月 18 日 アジアダイナミズム班一同